

訴 状



2013 [平成25] 年9月17日

大阪地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

武 子 弁護士 金 嗣 弁護士 三 木 秀 夫 弁護士 山 西 美 明 史 青 木 佳 弁護士 充 弁護士 木口 典 弁護士 白 倉 武 外

別紙原告ら代理人目録記載のとおり

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 11億9680万円 訴訟救助申立てのため、印紙を貼付しない。

請求の趣旨

- 1 被告らは、連帯して、各原告に対して、別紙損害目録「請求損害額」欄記載の 各金員及びこれに対する2011 [平成23] 年3月11日から支払い済みまで 年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

(目次)

<u>序</u> i	章 はじめに~本件訴訟の目的	11
	1章 福島第一原発事故の発生	
第:	1 原子力発電所の基本構造	14
1	原子力発電の基本的な仕組み	14
2	原子炉の基本構造	14
3	原子力発電所の安全機能	16
第2	2 福島第一原発の概要	16
1	立地	16
2	建設開始から運転開始までの経過	17
3	施設概要	17
4	福島第一原発の主要な設備	20
第:	3 福島第一原発事故の発生	24
1	東北地方太平洋沖地震発生直前における福島第一原発の稼働状況	24
2	東北地方太平洋沖地震の発生及び津波の到達	25
3	本件事故の発生経過	28
第4	4 放射性物質の拡散と避難・避難指示	32
1	放射性物質の拡散	32
2	本件事故に基づく避難区域、警戒区域の指定	35

3	避難の実情	. 37
<u>第</u>	2章 被告らの責任(総論)	<u>. 42</u>
第	1 被告東京電力の責任	. 42
1	原子力損害の賠償に関する法律3条1項による無過失責任	. 42
2	民法709条	. 42
第	2 被告国の責任(国家賠償法1条-権限不行使の違法性)	. 44
1	概要	. 44
2	自然災害等の対策の必要性・緊急性	. 45
3	被告国の規制権限	. 46
<u>第</u>	3章 地震に関する被告らの責任	<u>. 55</u>
第	1 被告東京電力の責任	
1	基準地震動と耐震設計との関係	. 55
2	これまでの安全規制と2002〔平成14〕年の長期評価の知見	. 55
3	本件事故における地震動の影響	. 58
4	まとめ	. 58
第	2 被告国の責任(地震対策に関する権限不行使の違法性)	. 59
1	被告国の規制権限-技術基準適合命令	. 59
2	大規模地震による原子力発電所事故の発生を予見しえたこと	. 59
3	まとめ	. 60
<u>第</u>	4章 津波に関する被告らの責任	61
筝	1 被告車京電力の責任	61

第	2	被告国の責任	(津波対策に関する権限不行使の違法性)	62
1	被	告国の規制権関	限一技術基準適合命令	62
2	津	波による原子	力発電所事故の発生を予見しえたこと	63
3	ま	とめ		63
<u>第</u>	<u>5</u> 直	章 過酷事故	対策に関する被告らの責任	<u>64</u>
第	1	過酷事故と過ぬ	酷事故への対応	64
1	遥	酷事故対策に	関する国際的な論議	64
2	深	層防護の考え	方	65
3	被	告国の対応		66
4	被	告東京電力の	対応	67
第	2	被告東京電力の	の責任	68
1	A	Mの位置づけ.		68
2	A	Mの欠陥		69
3	ま	とめ		69
第	3	被告国の責任.		69
1	被	告国のSAに	対する対応	69
2	被	告国の違法性		70
<u>第</u>	6章	章 共同不法?	行為性	<u>72</u>
第	1	国策民営による	る原子力政策について	72
1	は	じめに		72
2	۷١	わゆる「電源」	三法」の制定	72
3	安	全神話の意図的	的な創作(宣伝,研究費の支援)	73
4	電	力自由化への	対抗	74

5	被告国も自認している国策民営	74
6	まとめ	74
第 2	2 国と電力会社とのなれ合いと対策の不備・怠慢	74
1	電力会社が国の原子力政策に及ぼす影響力	74
2	電気事業者と規制当局との関係 (「虜 (とりこ)」の構造)	75
3	保安院による防災強化への反対	77
第3	3 まとめ	79
笙 ′	7章 本件事故と損害との因果関係	80
<u> </u>	「平一个」「事队に頂目にジロ不因が	<u> </u>
第 1	1 避難指示等に基づく避難(区域内避難者)	80
第 2	2 避難指示等に基づかない避難(区域外避難者)	80
1	因果関係の考え方	80
2	放射線被ばくについて	80
3	避難行為の社会的相当性	83
4	まとめ - 区域外からの避難行為とその継続に社会的相当性があること	86
第3	3 区域外の滞在者	87
<u>第</u> 8	8章 原告らの損害	88
笙 1	1 被害の実態	88
	はじめに	
	被害の特色	
	苦しみながらの 避難	
	放射線被ばくに対する生涯の不安	
	本件事故前に築いた生活基盤の崩壊	
		92

7	多くを失った中での避難生活・滞在生活の不安や孤独	94
8	子どもたちの受けた被害	95
9	帰還への見通しが立たないこと	. 96
10	まとめ	. 96
第2	2 被侵害利益	97
第3	3 人格発達権	97
1	人格発達権とその法的根拠	97
2	ハンセン病国賠訴訟	9 8
3	本件における人格発達権侵害	99
第4	1 平穏生活権	.100
1	平穏生活権とその法的根拠	.100
2	本件における平穏生活権の侵害	.100
第5	5 損害の金銭的評価	.101
1	本件訴訟で請求する損害額について	.101
2	慰謝料 (①) について	.102
3	避難生活等に伴う客観的損害(②) について	.105
4	財物損害 (③) について	.109
5	損害費目と請求金額	. 111
第€	3 各原告の損害	. 112
笹(0. 音、	113

以下,本文中では,次の用語を略記する。

被告東京電力 被告東京電力株式会社

福島第一原発東京電力株式会社福島第一原子力発電所

福島第一原発事故(本件事故)

2011 [平成 23] 年 3 月 11 日以降,福島第一原発で発生

している放射性物質漏出等の事故

福島第二原発東京電力株式会社福島第二原子力発電所

子ども被災者支援法 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめと

する住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援

等に関する施策の推進に関する法律

原災法 原子力災害対策特別措置法

災対法 災害対策基本法

炉規法 核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

技術基準省令発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令

(昭和40年通商産業省令第62号)

原賠法 原子力損害の賠償に関する法律

国賠法 国家賠償法

保安院 原子力安全・保安院

安全委員会 原子力安全委員会

旧指針 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(昭和5

6年7月20日安全委員会決定)

新指針 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成1

8年9月19日安全委員会決定)

INES 国際原子力事象評価尺度

IAEA 国際原子力機関

ICRP 国際放射線防護委員会

国会事故調 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告書

政府事故調 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証

委員会報告書

東電事故調 福島原子力事故調査報告書

序章 はじめに~本件訴訟の目的

本件訴訟は、被告東京電力と、被告国に対して、本件事故により生じた損害について完全なる賠償を求めるものであるとともに、両者の責任を明らかにし、被告国においては本件事故の被害者全員に対して個人の尊厳を回復するための措置を講じることを求めるものである。

2011 [平成23] 年3月11日に発生した本件事故は、INESで最悪のレベル7 (深刻な事故) に該当するという極めて重大な事故となった。本件事故によって環境中に大量に放出された放射性物質は日本全国に拡散している。追加被ばく線量が1ミリシーベルト以上となる地域に限っても、環境省が作成した追加被ばく量の分布図を基に朝日新聞社が計算したところによれば、汚染地域は、福島県のみならず、宮城県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、埼玉県及び東京都にまで広がり、その面積は国土の約3パーセントに該当する約1万3000平方キロメートルにも及ぶということである(2011 [平成23] 年10月11日付記事)。

本件事故によって日本全国にもたらされた放射能汚染によって避難を余儀なくされている者は、事故後2年6か月を経過した現時点でも多数存在する。福島県から避難をしている避難者だけでも15万人を超えているとされ、福島県以外からの放射能汚染を理由とする避難者を加えれば、さらに多くの避難者が存在する。福島第一原発からの放射性物質の拡散が止まらず、未だに本件事故が収束しないなかで、避難者は、先の見えない避難生活を余儀なくされている。また、放射能汚染地域に滞在を続ける者も、放射線による健康被害に関する不安の中での生活を強いられている。

放射性物質の放出による放射能汚染は広範囲にわたっており、この環境汚染は、今後、少なくとも数十年は続くものである。放射能汚染のために破壊されたコミュニティは、もはや、本件事故以前と同様の状態に戻ることはない。放射能汚染からの避難のためにやむなく別居した家族の時間は取り戻すことができない。放射線による健康被害に対する不安は計り知れない。こうした被害は、決して金銭賠償によって解消されるものではない。

日本国憲法は、個人の尊厳を基本理念として、幸福追求権(13条),生存権(25条)を始めとする人権を保障し、被告国は、これを実現する責務を負っている。また、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)では、子どもの生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する責務を負っている(6条)。さらに、被告国は、「国内強制移動に関する指導原則」に従って、国内避難民に対して、すべての段階における恒久的解決を促進する責務を負っている。

ところが、被告国は、一般人の被ばく上限が年間1ミリシーベルトとされているにもかかわらず、年間20ミリシーベルト未満であれば生活には支障がないかの如く喧伝し、警戒区域等を再編した。このような、帰還しないことが不当であるかの如き政策を推し進める結果、避難者やその家族は取り残され、避難を選択せずに滞在を続けた者は放置されている。とりわけ、放射能に対して脆弱な子どもに対する健康被害は重大である。すでに実施された福島県民健康管理調査(19万3000人について検査済)においても、18人の子どもに甲状腺がんが発症しており、25人の子どもにその疑いがありとされている。

本来、被告国は、国賠法上の責任があると否とにかかわらず、本件事故の被害者に対し、避難した被害者、滞在を続けた被害者のそれぞれの選択に応じて、憲法に規定された人権保障を全うするための施策を講じなければならない。まして、本件においては、後に詳細に述べるように、被告国には、本来、行使すべき規制権限を行使することなく、結果、本件事故を起こした責任が存在するのであって、被告国が、本件事故の被害者に対して、直接、被害回復のための施策を推進する義務を負っていることは明らかなのである。そうであるにもかかわらず、被告国はそのような施策を講じることなく被害者を放置している。このような被告国の姿勢は、憲法が規定する人権規定、子どもの権利条約(6条、9条、24条)及び「国内強制移住に関する指導原則」の趣旨に明らかに反するものである。2012 [平成24] 年6月に成立した子ども被災者支援法について、2年5カ月以上も具体的な支援を実施するための基本方針案すら提示されなかった。2013 [平成25] 年8月30日になってようやく基本方

針案が提示されたものの、これは被害者の意見聴取を行わずに策定されたものであり、被害者の思いに応えたとはいえない。しかも、対象地域は福島県浜通りと中通りに限定されている上、その内容も、ほとんどは既存政策の羅列に過ぎず、居住の継続、避難、避難先から帰還のいずれの選択を行う場合であっても適切な支援を行うという子ども被災者支援法の理念を実現できるものではない。

本件事故発生直前の福島県の人口は約200万人である。福島県以外の本件事故の被害者を含めれば、本件事故の被害者は膨大な数に上る。本来、このような多数の被害者が存在する事故が発生した場合には、被害の救済は、個々人の申立に対応した司法によってなされるのではなく、被告国が、被害者救済のための制度を構築すべきものである。ところが、被告国は、本件事故から2年6か月以上経過しても、なお、被害回復のための施策を具体化させない。

そこで、原告らは、被告東京電力と被告国に対して、個人の尊厳の回復を実現する ため、本件訴訟に及ぶ次第である。

第1章 福島第一原発事故の発生

第1 原子力発電所の基本構造

1 原子力発電の基本的な仕組み

原子力発電所は、ウラン燃料に中性子を当てて核分裂させ、そのとき発生する熱エネルギーにより水を沸かし、蒸気の力で蒸気タービンを回転させて発電する。

ウランには、核分裂を起こしやすい「ウラン235」と、核分裂を起こしにくい 「ウラン238」が存在するところ、原子力発電所においては、ウラン235の含 有量を3~5パーセントに濃縮したものを燃料として使用する。

ウラン235の原子核に中性子を当てると、ウラン原子は2つの原子核に分かれる(核分裂)。同時に、新たに2~3個の中性子が発生し、これらが別のウラン235に当たると、次の核分裂が起きてさらに2~3個の中性子が発生する(核分裂連鎖反応)。

こうした反応がゆっくりと連続的に行われるように制御したものが,原子炉である。そして,核分裂の際に生じる膨大な熱エネルギーを利用したものが,原子力発電である。

核分裂によって放出される中性子はその速度が速すぎることから,次の核分裂を 起こしやすくするために中性子の速度を落とす減速材が必要である。

減速材としては軽水(普通の水のこと),重水,黒鉛などが使用される。現存する日本の商業用原子力発電所は、すべて軽水を使用している。

2 原子炉の基本構造

日本の商業用原子力発電所における原子炉は「軽水炉」と呼ばれるものである。 軽水炉は主に、濃縮ウラン等を小さなペレット状にした「核燃料」(核燃料は、ジルコニウム製の筒(燃料棒)に収納される。)、核分裂の過程で濃縮ウラン等から飛び出した中性子の速度を弱めるための「減速材」(水)、核分裂で得た熱エネルギーを原子炉の外に取り出すための「冷却水」(水)、核分裂を制御するための「制御棒」、 非常時及び緊急時のための「緊急炉心冷却装置」等によって構成されている。

減速材はそのまま原子炉の名称として用いられることが多い。日本の軽水炉では 減速材として軽水を利用していることから、「軽水炉」の名称が用いられる。また、 軽水炉には減速材と冷却水を軽水で兼用しているという特徴がある。

核燃料,減速材,冷却水,制御棒は原子炉内で核反応を起こさせ制御するために必要な装置・機構であり,緊急炉心冷却装置等は原子炉の安全性を保つ上で重要な装置・機構である。

核分裂をゆっくりと継続的に起こさせるためには、中性子の数をコントロールすることが必要である。制御棒は、発生した中性子2から3個のうちの1個を次の核分裂のためにウラン235にぶつけ、残りの中性子を吸収し、中性子の数を一定に保つ役割をもっている。単位時間当たりに起こる核分裂反応(連鎖反応)を一定の状態にすることで「臨界状態」を保つことができる。

中性子の数は、制御棒を上下に動かすことなどによってコントロールされる。制御棒を原子炉から抜くことにより制御棒に吸収される中性子の数が減少し、核分裂の回数が増加し出力が上昇する。逆に制御棒を原子炉の中に入れ、数多くの中性子が制御棒に吸収される状態にすれば核分裂の回数は減少し、出力も減少する。このように制御棒を調節し、出力をコントロールする仕組みになっている。

核分裂によって放出された中性子は光の速さの約10分の1という速度を持つ。 これでは速すぎて効率良く核分裂を起こすことができないため、中性子の移動速度 を落とすための減速材が必要となる。軽水炉の場合、原子炉内が大量の水で満たさ れており、これにより核分裂反応の速度を一定レベル以下に落とすという仕組みに なっている。

軽水炉は,蒸気を発生させるしくみの違いによって沸騰水型炉(BWR=Boiling Water Reactor) と加圧水型炉(PWR=Pressurized Water Reactor)の2種類に分けられる。

沸騰水型炉(BWR)は、原子炉圧力容器(以下「圧力容器」という。)に入っ

ている燃料が核分裂することにより、周囲の水が熱せられ、水は蒸気になり、そのままタービンに送られて発電機を回す。蒸気は放射性物質を含む水から作られているため、タービンや復水器についても放射線の管理が必要となる。福島第一原発は1号機から6号機まで、全て、このBWRを採用している(BWRの仕組みについて後述。)。

他方,加圧水型炉(PWR)の場合,圧力容器で熱せられた水は、BWRよりも高い圧力で一次系統の配管を循環する。この高温・高圧の水から熱だけを蒸気発生器で二次系統の配管を流れる水に伝え、蒸気となったところでタービンを回す仕組みである。

3 原子力発電所の安全機能

原子炉内には、ウランの核分裂により生じた強い放射能を持つ放射性物質が存在する。そこで、なんらかの異常・故障等により放射性物質が原子炉施設外へ漏出することを防止するために、原子炉施設には多重防護の考え方に基づいて複数の安全機能が備え付けられなければならない。

具体的には、「異常の発生の防止」、「異常の拡大及び事故への進展の防止」及び「周辺環境への放射性物質の異常放出防止」を図ることにより周辺住民の放射線被ばくを防止する必要がある。そして、「異常の拡大及び事故への進展の防止」の観点からは、異常を検出して原子炉を速やかに停止する「止める機能」が、「周辺環境への放射性物質の異常放出防止」の観点からは、原子炉停止後も放射性物質の崩壊により発熱を続ける核燃料の破損を防止するために炉心の冷却を続ける「冷やす機能」、及び、核燃料から放出された放射性物質の施設外への過大な漏出を抑制する「閉じ込める機能」が、それぞれ備え付けられなければならない。

第2 福島第一原発の概要

1 立地

福島第一原発は、福島県双葉郡大熊町と双葉町とにまたがり、東は太平洋に面し

ている。また、同所から西約55キロメートルは郡山市、南約40キロメートルに はいわき市、北約40キロメートルには相馬市が位置している。

2 建設開始から運転開始までの経過

被告東京電力は、1955 [昭和30]年11月に社長室に「原子力発電課」を設け、1950年代後半 [昭和30年代前半]には原子力発電所を設置する候補地点の選定を始め、1960 [昭和35]年8月に福島県において原子力発電所建設地を確保する方針を決めた。その後、1965 [昭和40]年に大熊町の民有地を、1966 [昭和41]年と1968 [昭和43]年に双葉町の民有地を購入し、現在の福島第一原発の用地取得がほぼ完了した。

そして, 1967 [昭和32] 年9月,後の福島第一原発となる福島原発1号機が着工され,1971 [昭和46] 年3月より運転が開始された。その後,2号機は1974 [昭和49] 年7月に,3号機は1976 [昭和51] 年3月に,4号

機は1978 [昭和53] 年10 月に,5号機は同年4月に,6号 機は1979 [昭和54] 年3月 に,それぞれ運転を開始している。

3 施設概要

(1) 主要施設の配置

福島第一原発は、被告東京電力が初めて建設・運転した原子力発電所である。

その敷地は海岸線に長軸をも つ半長円状の形状となっており、 敷地面積は約350万平方メー トル(東京ドーム約75個分) である(福島第一原発・主要施

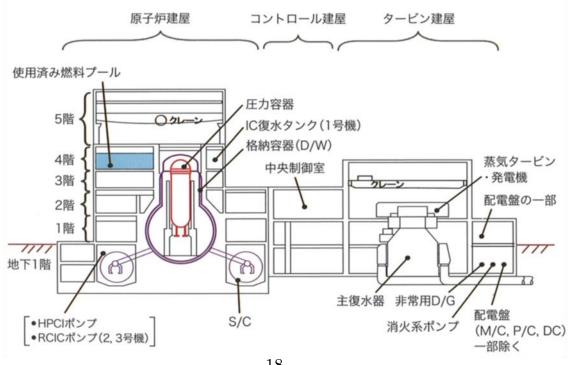


設の配置図:国会事故調60頁・図1.1.1-1)。敷地内には、圧力容器・ 原子炉格納容器(以下「格納容器」という。)・使用済み核燃料プール等が納めら れている「原子炉建屋」(R/B)、熱エネルギーを電気エネルギーに変換するた めの発電機を内包する「タービン建屋」(T/B),両者の中間に位置し、中央制 御室などがある「コントロール建屋」が存在する。福島第一原発では1号機と2 号機、3号機と4号機、5号機と6号機がそれぞれペアとなって建物などを共有 していた。中央制御室もこの組み合わせで部屋を共有し、前述したコントロール 建屋の2階に設置されていた。

福島第一原発の原子炉建屋は地上5階、地下1階建であり、高さは地上約45 メートルであった。非常用冷却装置(RCICやHPCI。後述)の多くは、こ の原子炉建屋の地下1階に配置されていた。

また,タービン建屋の地下1階には、非常用ディーゼル発電機(D/G)の多 くや、常用・非常用の交流配電盤などの電源系や消火系の設備が配置されていた。 コントロール建屋地下1階には直流電源系(1,2及び4号機)が設置されてい た。

その他、敷地内には「免震重要棟」(地震に際して緊急の対策がとれるように 通信・電源等の重要設備を集合させた緊急対策施設)が設置されている。

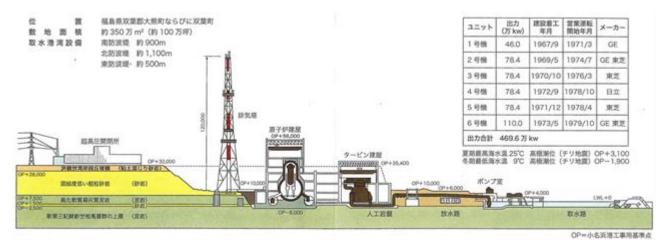


18

(原子炉建屋・タービン建屋断面図:「福島原発で何が起こったか 政府事故調技術解説」(以下「技術解説」という。) 18頁・図1-4)

福島第一原発に設置されたBWR型原子炉は1号機から6号機までの計6基, 総発電設備容量は469万6000キロワットであったが,本件事故により1号 機から4号機の4基を廃炉とすることが決定された。

1号機から4号機の敷地高さは、取水のための海水ポンプが設置されていた海側エリアでO. P. (小名浜港工事基準面。東京湾平均海面の下方0. 727メートル) +4メートル、原子炉建屋やタービン建屋がある主要建屋エリアでO. P. +10メートルであった。5号機及び6号機の敷地高さは、海側エリアで同じくO. P. +4メートル、主要建屋エリアでO. P. +13メートルであった (国会事故調60頁)。



(福島第一原子力発電所主要部の断面:技術解説18頁・図1-2)

(2) 耐震設計

福島第一原発の基準地震動 Ss (耐震設計に用いる基準の地震動。後述の旧指針では、強さの程度に応じて S1 と S2 の 2 種類が想定された。新指針では、これらが統合・高度化され Ss に一本化された。その上で、内陸地殻内地震とプレート間地震の評価結果を包絡させた設計用応答スペクトルを基準地震動 Ss-1 とし、海洋プレート内地震の評価結果を包絡させた設計用応答スペクトルを基準地震動 Ss-2 とし、さらに「震源を特定せず策定する地震動」による設計用応答スペ

クトルを基準地震動 Ss-3 として設定した。)に対する原子炉建屋基礎版の揺れの最大値(Ss-1 から Ss-3 に対して計算された応答値のうちの最大の値)は、以下のとおりであった(単位:ガル)(以上につき、国会事故調 6 1 頁以下、同 1 9 8 頁以下)。

号機	南北方向	東西方向	上下方向
1 号機	487	489	412
2 号機	441	438	420
3 号機	449	441	429
4 号機	447	445	422
5 号機	452	452	427
6 号機	445	448	415

4 福島第一原発の主要な設備

(1) BWR型原子炉

原子炉は、圧力容器と、その外側にある格納容器からなる。圧力容器は鋼鉄製の頑丈な容器であり、内部では燃料の核分裂によって高温高圧の水蒸気が発生している。格納容器は圧力容器を包む鋼鉄製の大型の容器であり、放射性物質を外部に漏らさないようにするための重要な役割を担う設備である。福島第一原発の圧力容器は高さ約20メートル、格納容器は高さ約34メートルである。

格納容器は「ドライウェル(D/W)」と呼ばれるフラスコ型の容器と、下部に位置する「サプレッションチャンバー(S/C)」と呼ばれるドーナツ型の容器からなる。両者は「ベント管」と呼ばれる8本の管で連通していて、大きな圧力差が生じないように設計されている。S/Cは大量の水を蓄えており、配管破断などの事故時や後述の「逃がし安全弁(SR弁)」が開いて高温の蒸気が入ってきたとき、蒸気をこの水で冷やして水に戻すことで、格納容器全体の圧力上昇を抑えることができる。そのため、圧力抑制室ともいわれる。

(2) 冷却装置

ア 冷却装置の概要

「止める」「冷やす」「閉じ込める」が、原子力発電所の安全確保の大原則であるところ、「冷やす」機能を有する炉心冷却装置は、原子炉停止時や事故時に最も重要な役割を担う。原子炉は、熱源が内部にあるため冷却を行うには圧力容器内に注水を続ける必要がある。この場合に注意しなければならないのは、圧力容器内が高圧状態では外からの注水が困難であることである。冷却装置には、様々な状況に対応できるよう多くの種類がある。

通常運転時,原子炉から出た高温高圧の水蒸気は,タービンを回して発電に利用された後に主復水器 (海水との熱交換により蒸気を冷却して液体の水に戻す装置。)で冷やされ液体の水になって原子炉に戻る。また,通常の運転停止時には,1号機では原子炉停止時冷却系,2号機から4号機では残留熱除去系を通じて海水との熱交換によって冷却される。なお,残留熱除去系は,通常の運転停止時だけではなく,非常時や応急時にも利用される。

なんらかの事情により外部電源を喪失したような場合には主復水器に行く 蒸気のラインが閉じられる(原子炉と主復水器を含む発電施設とが切り離され るので「隔離」という。)。この場合,原子炉は主復水器のラインを利用して熱 を捨てることができなくなるので,非常用や応急用の系統を用いて冷却するこ とが必要となる。

以下では、本件事故において主に関係した冷却系について述べる。

イ 非常用復水器(Isolation Condenser; IC)

1号機のみに設置されていた。蒸気タービンと結ぶ主冷却系が隔離弁により 閉鎖されたときの代替冷却設備(原子炉隔離時冷却系)である。高圧条件下に おいても圧力容器に注水ができ、また電源がなくとも炉心と水源との高低差と 温度差による自然循環力によって稼働する。自然循環力によって炉心から運ば れた熱は冷却用タンク(復水タンク)の水を蒸発させて大気中に放出される。 福島第一原発のICには自然循環流路に4つのバルブがあり、電源喪失時、それらがなんらかの方法によって開かれなければ自然循環力による冷却を行うことはできない。

ウ 原子炉隔離時冷却系(Reactor Core Isolation Cooling System; RCIC)

福島第一原発では、1号機のICの代わりに2号機から6号機に設置されていた。RCICは圧力容器とS/Cプールとの圧力差を利用して蒸気を流してタービンポンプを駆動することにより、交流電源喪失時にも、高圧条件下において炉心に注水することができる。注水の水源はS/Cプールあるいは復水貯蔵タンクである。この系統内には最終的な熱の捨て場がないことから、タービンの駆動に必要な原子炉とS/Cプールとの圧力差が徐々に小さくなっていく。また、水源であるS/Cプールの水温が上がり冷却ができなくなる。

工 高圧注水系(High Pressure Coolant Injection System; HPCI)

福島第一原発では全号機に設置されている非常用冷却装置である。原子炉隔離時冷却系と同様、圧力容器内で発生している蒸気によりタービンポンプを駆動し、交流電源喪失時にも、高圧条件下でも圧力容器内に注水できる。水源はS/Cプールあるいは復水貯蔵タンクである。原子炉隔離時冷却系との違いはポンプの容量が約10倍と大きいことである。

(3)逃がし安全弁(SR弁),ベント装置

SR弁は圧力容器の圧力が許容値を超えた場合に作動する減圧用の安全弁である。1号機に4個,その他の号機にはそれぞれ8個が設置されており、中央制御室からの操作で意図的に開けることができる逃がし弁と、バネカに抗して自動的に開く安全弁の機能を併せ持っていた。SR弁の吹き出し先はS/Cである。また、SR弁とは別に専用安全弁もあり、その吹き出し先はD/Wである。

ベントとは、格納容器の圧力が高まった際にその爆発的破壊を避けるために蒸

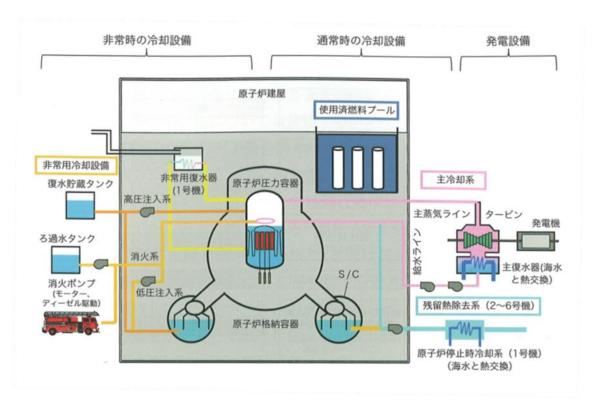
気を外部に放出することである。ベントをするためには「A/O弁」と呼ばれる 圧縮空気で開ける弁、「M/O弁」と呼ばれる電動弁、ラプチャーディスク(不 用意に放射性物質が外に漏れないようにするための安全弁のような働きをする 蓋であり設計圧力以下では開かないようになっている。)の全てが開く必要があ る。ベントにはS/Cを通じて行うウェットウェルベントと、D/Wを通じて行 うドライウェルベントがある。ウェットウェルベントの場合にはプールを通過す る際に放射性物質の99%が濾過されるが、ドライウェルベントの場合にはその まま大気中へ放出される。そのため、ウェットウェルベントが優先される。

(4) 電源設備

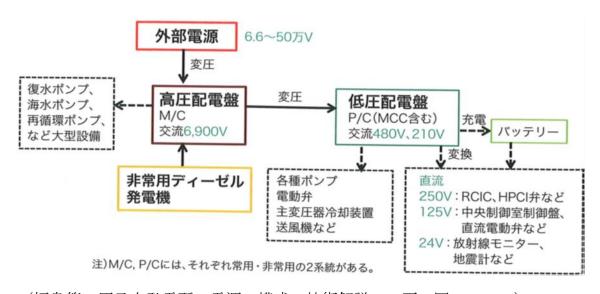
原子力発電所では、発電システムを動かすための電力に、通常運転中は自ら発電した電力を使用するが、発電が止まった場合には外部電源を使用する。外部電源も喪失した場合には、非常用D/Gを使用する。

電力は配電盤を通じて利用されている。配電盤には高圧配電盤(M/C)と低圧配電盤(P/C)の2種類がある。M/Cは6900ボルトの高圧電源用であり、海水ポンプや復水ポンプなどの大型施設を直接駆動するとともに、P/Cに電力を供給する。P/Cは480ボルトの低圧交流電源用配電盤であり、M/Cからの電力を480ボルトに落として配電する。福島第一原発内の多くの設備は、P/Cから電気の供給を受けて駆動する。

また、直流電源は、設備の監視や操作に必要不可欠であり、通常はP/Cで交流から直流に電流を変換して配電する。



(原子炉冷却系の全体図:技術解説23頁・図1-11)



(福島第一原子力発電所の電源の構成:技術解説22頁・図1-10)

第3 福島第一原発事故の発生

1 東北地方太平洋沖地震発生直前における福島第一原発の稼働状況

東北地方太平洋沖地震(以下「本件地震」という。)発生直前,福島第一原発では,1号機から3号機は通常運転中(1号機は定格電気出力一定運転中,2号機及び3号機は定格熱出力一定運転中),4号機から6号機は定期検査中(5号機及び6号機は圧力容器上蓋を閉じた状態)であった。このうち,4号機は全燃料を使用済み燃料プールへ取り出して,原子炉内の炉心シュラウド(圧力容器内に設置された円筒状のステンレス製構造物)の交換工事を実施していたところであった。

2 東北地方太平洋沖地震の発生及び津波の到達

(1) 本件地震の発生

2011 [平成23] 年3月11日14時46分,東北地方の東方沖でマグニチュード9.0の地震が発生した。震源は宮城県牡鹿半島の東南東約130キロメートル(北緯38度06.2分,東経142度51.6分),深さ24キロメートル付近であるが,断層運動は北方及び南方に拡大し,震源断層面は南北の長さ約450キロメートル,東西の幅約200キロメートルに達した。断層運動の完了までに要した時間は約180秒に及び,その間中,地震波を放出した。

本件地震により、福島第一原発も震度6強の激しい地震動に見舞われた(最寄りの双葉町新山の計測震度は6.1。国会事故調198頁)。各原子炉建屋基礎版上で観測された最大加速度は以下のとおりである(単位:ガル)。但し、地震計は観測システムの不具合によって記録開始から130から150秒程度で記録を中断しているため、実際に各原子炉建屋を襲った地震の最大加速度はこれと異なっている可能性がある(国会事故調199頁)。

	南北方向	東西方向	上下方向
1号機	4 6 0	4 4 7	2 5 8
2号機	3 4 8	5 5 0	3 0 2
3号機	3 2 2	5 0 7	2 3 1
4号機	281	3 1 9	200

5号機	3 1 1	5 4 8	2 5 6
6 号機	298	4 4 4	171

これと,前述の基準地震動 Ss に対する最大応答加速度値とを比較すれば(後述の比較図参照),2号機,3号機及び5号機において観測された東西方向の最大加速度値が,基準地震動 Ss に対する最大応答加速度値を,それぞれ25パーセント,15パーセント,21パーセント上回っていることが分かる(国会事故調199頁)。

(2) 外部電源の喪失

前述のように、原子力発電所では、発電システムを動かすための電力に、通常 運転中は自ら発電した電力を使用するが、発電が止まった場合には外部電源を使 用する。外部電源も喪失した場合には、非常用D/Gを使用することとなる。

当時,福島第一原発では,外部電源の送電ルートとして東京電力新福島変電所を経由する「大熊1,2号」,「大熊3,4号・夜の森1,2号併架」と,東北電力富岡変電所を経由する「東電原子力線」の3つのルートがあった(国会事故調141頁)。

福島第一原発では、本件地震の発生によって通常運転中の1号機から3号機が 緊急停止した。この結果、冷却設備などのシステムを稼働させるために外部電源 が必要となった。

ところが,本件地震によって,東京電力新福島変電所から福島第一原発にかけての送変電設備が損傷し,送電が停止した。また,東電原子力線は,接続するケーブルの不具合により受電不能状態であった。

結果、福島第一原発は、全ての外部電源を喪失した(国会事故調137頁)。

(3) 津波の発生と到達

本件地震によって津波(第1波,第2波)が発生し,福島第一原発に到達した。 福島第一原発の約1.5キロメートル沖合の波高計によれば,同所の水位は1 5時15分ころから上昇し,15時27分ころにO.P.+約4メートルのピー クとなった後、いったん低下し、15時33分ころから急に上昇し、15時35分ころに測定限界であるO. P. +7. 5メートルを超えている。津波の速度を勘案すれば、津波の第1波は15時29分から30分ころ、第2波は15時37分から38分ころに、福島第一原発に到達したと考えられる(国会事故調213頁)。なお、津波の第1波は福島第一原発敷地には浸入しておらず、影響を与えていないと考えられている。また、第2波の10メートル盤遡上は、1号機から3号機付近、特に1号機付近では、15時37分より相当程度遅い可能性があったことも指摘されており(国会事故調215頁・注153)、1号機敷地への第2波の到達時刻は15時39分ころであるとの指摘もある。

津波第 2 波による福島第一原発 1 号機から 4 号機エリアの浸水高は,O. P. +約 1 1 1 5 から 1 5 メートルであり,局所的には約 1 7 メートルであったことが確認されている(政府事故調中間報告 1 9 頁)。

到来した津波は、まず、海岸に近いO. P. +4メートルの敷地に設置されていた非常用冷却系及び非常用D/G用の海水ポンプすべてを浸水させた。さらに、主要建屋敷地(1号機から4号機側でO. P. +10メートル、5号機から6号機側でO. P. +13メートル)まで遡上し、福島第一原発の主要建屋エリアほぼ全域を浸水させた。前述のとおり、津波第2波による浸水高は1号機から4号機側では、O. P. +約11. 5から15. 5メートルであり、したがって、浸水深は、約1. 5から5. 5メートルであったとされる。

海水は、扉や空気取り入れ口などから建屋内にも浸入し、タービン建屋、コントロール建屋及び原子炉建屋の地下1階と中地下階が全面的に浸水した。

原子炉建屋地下1階には、前述のように、非常用冷却系であるRCICやHPC Iの多くが設置されていた。また、タービン建屋地下1階には、前述のように、非常用発電機や常用・非常用の交流電源配電盤などの電源系が設置されていた。コントロール建屋の地下1階には直流電源系が(1、2、4号機)設置されていた。た。

3 本件事故の発生経過

(1) 1号機

ア 本件地震発生直後の原子炉の状況

2011 [平成23] 年3月11日14時46分の本件地震発生を受け、1 号機は原子炉が自動停止し、全制御棒が挿入された(原子炉緊急停止=スクラム。以下「スクラム」という。)。

このころ,本件地震の影響によって全外部電源が喪失するとともに,格納容器内部の圧力と温度が短時間に急上昇した(本件地震の影響で,圧力容器等につながる配管の一部が破損し,格納容器内に高温の蒸気が漏れ出ていたことが原因と考えられる。)。

同日14時47分には主タービンが自動停止し、非常用D/Gが自動起動した。同日14時52分、ICが自動起動したが、同日15時03分ころ、運転員によって手動で停止されている。

この間、地震動によってIC系配管に細長いひび割れが生じるなど微小に破損し、そこから冷却材が噴出する事故(小破口冷却材喪失事故-Small Break Loss Of Coolant Accident:SB-LOCA)が発生した(国会事故調204頁以下)。

また,遅くとも,同日15時37分までに1号機は全交流電源を喪失した(1 号機A系は15時35分か36分停止,1号機B系は15時37分停止。国会 事故調215頁)(以下,全交流電源喪失事象を「SBO」という場合がある。)。

イ 津波第2波の到達

同日15時37分から38分ころに、津波の第2波が福島第一原発に到達した(前述のとおり、10メートル盤遡上は、 $1\sim3$ 号機付近、特に1号機付近では、15時37分より相当程度遅い可能性があったことも指摘されている。)

ウ その後の状況

同日17時50分ころ、1号機原子炉建屋入り口付近で、既に非常に高い放

射線量が計測されていた(東電事故調本編149頁)。

同日21時19分の原子炉水位計の表示は有効燃料頂部(TAF)から45 0ミリメートル上方であった。但し、この時点でTAFを上回っていたとは考 えにくく、水位計が誤作動していた可能性が高い。

同日21時51分には原子炉建屋の放射線量上昇が確認された。

翌3月12日,4時00分から4時23分にかけて福島第一原発構内正門付近の放射線量が0.069マイクロシーベルト毎時から0.59マイクロシーベルト毎時に急激に上昇し,5時20分ころには約1.8マイクロシーベルト毎時に達した。

同日15時36分, 1号機原子炉建屋で水素爆発が発生した。

(2) 2号機

本件地震発生を受け、2011 [平成23] 年3月11日14時47分、2号機の自動スクラムが完了した。ほぼ同時に全外部電源を喪失したため、非常用D/Gが自動起動した。

同日14時50分ころには、運転員がRCICを手動起動したが、同日14時51分にこれが自動停止した。その後、同日15時02分に再度、運転員がRCICを手動起動させたが、その後再び自動停止し、全電源を喪失する直前の同日15時39分ころ、運転員が三たびRCICを手動起動させた。

同日15時37分から38分ころ,津波の第2波が福島第一原発に到達した (第2波の10メートル盤遡上が,1号機から3号機付近,特に1号機付近では, 15時37分より相当程度遅い可能性があったことは,前述のとおり。)

同日15時41分ころ,2号機は全交流電源および直流電源を喪失した(2号機A系が停止したのは15時37分。国会事故調215頁)。

同日22時ころ,原子炉内の水位が,TAF上方3400ミリメートルである ことが判明した。

翌3月12日15時36分に発生した1号機原子炉建屋における水素爆発の

衝撃により、2号機原子炉建屋上部のブローアウトパネル(横6メートル、縦4.3メートルの小窓)が脱落した。

原子炉内の水位は、3月14日17時17分にTAFに到達し、同日18時2 2分にはTAF下方3700ミリメートルに到達し、燃料全体が冷却水から露出 した。同日19時を過ぎたころからD/W圧力の上昇が始まり、21時ころには D/W圧力と圧力容器圧力がほぼ同じ値になった。同時に、D/W内の放射線量 が上昇し始めた。

D/W圧力は、3月15日7時20分時点で、0.73メガパスカル(設計圧力は約0.43メガパスカル)まで上昇していたがその後急低下し、同日11時25分ころには大気圧に近い0.155メガパスカルまで低下していることが確認された。同日8時25分には、同号機原子炉建屋5階付近から白い煙が上がっていることが確認された。

2012 [平成24] 年2月27日時点でも、2号機原子炉建屋5階オペレー ティングフロアにおいて220ミリシーベルト毎時の放射線量が計測されるな ど、同号機からも放射性物質が大量に放出されている。

(3) 3 号機

2011 [平成23] 年3月11日,本件地震発生直後,3号機の自動スクラムが完了した。ほぼ同時に全外部電源を喪失したため,同日14時48分ころ非常用D/Gが自動起動した。なお,本件地震の影響により,3号機の高圧注水系が損傷した可能性がある(後述)。

同日15時05分には、運転員がRCICを手動起動したが、同日15時25 分ころにこれが自動停止した。

同日15時37分から38分ころ,津波の第2波が福島第一原発に到達した。 同日15時38分ころ,3号機は全交流電源を喪失した。

同日16時03分ころ,運転員は再度RCICを手動起動させたが,翌3月12日11時36分にこれが再び自動停止した。

3月12日12時35分に,原子炉の水位低下を検知してHPCIが自動起動したが,3月13日2時42分に運転員がこれを手動停止させた(なお,HPCIの自動起動により,約7.5メガパスカルほどあった原子炉圧力(圧力容器)が,わずか6時間で約1メガパスカルほどまで急激に低下している。かかる圧力の低下は,本件地震によって生じた高圧注水系の損傷に基因する可能性がある。東電事故調添付資料6-3参照)。

3月13日4時15分ころ,原子炉内の水位がTAFに到達し,炉心の露出が始まった。

同日14時31分,3号機原子炉建屋二重扉付近の放射線量が著しく上昇し, 扉北側では300ミリシーベルト毎時以上,扉南側では100ミリシーベルト毎時ほどであったことが確認されている(東電事故調別紙2・主な時系列88頁)。

翌3月14日11時01分,3号機原子炉建屋で水素爆発が発生した。

(4) 4号機

本件地震発生当時,4号機は定期点検中であり,全燃料が使用済み燃料プールへ取り出されていた。

2011 [平成23] 年3月11日15時37分から38分ころ,津波の第2波が福島第一原発に到達した。その後,4号機は全交流電源及び直流電源を喪失し、使用済み燃料プールの冷却機能及び補給水機能を喪失した。

3月14日4時08分に確認された使用済み燃料プールの温度は摂氏84度であった(東電事故調別紙2・主な時系列111頁)。

同日10時30分ころ,運転員が使用済み燃料プールの状況確認に向かったが, 原子炉建屋内の放射線量が高かったため、入域を断念した。

翌3月15日6時10分ころ、4号機原子炉建屋で水素爆発が起こった。

(5) 5号機・6号機

本件地震発生当時,5号機及び6号機ともに定期点検中であったが,いずれも,原子炉には燃料が入れられ、制御棒がすべて挿入されていた。

5号機,6号機も,本件地震によって全外部電源を喪失し,非常用D/Gが自動起動した。

その後、津波の第2波が福島第一原発に到達し、5号機、6号機とも全交流電源を喪失した。しかし、5号機、6号機は主要建屋エリアが1号機から4号機に比べて高い位置にあったため、浸水深は1.5メートル以下に止まった。このため、6号機においては非常用D/G及びM/Cが機能を維持し、さらに5号機にも電力を融通できたため、両機は全電源喪失を免れ、最終的には冷温停止に成功した。

第4 放射性物質の拡散と避難・避難指示

1 放射性物質の拡散

(1) 放射性物質の放出

本件事故は格納容器及び原子炉建屋の機能喪失を生じ,環境中に大量の放射性 物質を放出した。

被告東京電力が福島第一原発構内で計測したモニタリング結果によると,20 11 [平成23] 年3月15日には、時間帯により増減はあるものの、同日9時 に、正門付近において1万1930マイクロシーベルト毎時のガンマ線が計測さ れている。計測開始当初である同月11日17時40分における同所のガンマ線 量は56ナノシーベルト毎時であり、約21万倍の値が計測されたことになる。 大気中に放出された放射性物質は、風の影響を受け大気中を北西方向に流れつ つ、雨等により地表に沈着し、土壌及び河川水を汚染した。また、放射性物質を 含む水の流出により周辺海域も汚染した。

(2)汚染された範囲

ア 環境省によれば、福島県の総面積1万3782平方キロメートルのうち、1 778平方キロメートルの土地が年間5ミリシーベルト以上の空間線量率(空間を対象とする単位時間当たりの放射線量をいい、モニタリングポスト等で測 定される)を有する可能性のある地域に、同県内の515平方キロメートルの 土地が年間20ミリシーベルト以上の空間線量率を有する可能性のある地域 になった。

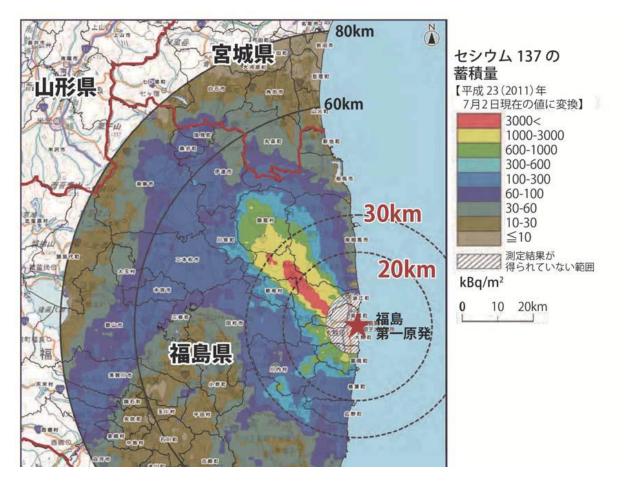
イ 2011 [平成23] 年3月11日から2012 [平成24] 年3月11日までの積算線量(ある地点で一定期間に外部から受ける放射線の総量)の推定値は、福島第一原発の立地する大熊町で最大482ミリシーベルト、その近隣に位置する浪江町で最大210.6ミリシーベルト、飯舘村で最大92.8ミリシーベルトと推計される。

また、福島第一原発から20キロメートル圏内をみても、福島第一原発から 北西方向の地域に特に高い線量地域が広がっており、南方でも楢葉町で最大1 4.1ミリシーベルトと推定されている。

(3) 放射性物質の放出量と INE S評価

ア 本件事故によって大気中に放出された放射性物質の線量は、2011 [平成23] 年3月12日から同月31日までの間だけでも、ヨウ素131が500ペタベクレル、セシウム137が10ペタベクレルと推計され、INESによるヨウ素換算にして約900ペタベクレルとされている。この値は、1986 [昭和61] 年発生のチェルノブイリ原発事故におけるINESによるヨウ素換算5200ペタベクレルの約6分の1の放出量になる。

放出された放射性セシウムは、地表に降下し、次の地図に示すように土壌に 沈着している。



(セシウム137の蓄積量:国会事故調330頁・図4.1-1)

- イ 海洋への放射性物質の放出量は、2号機から合計4700兆ベクレル(2011 [平成23] 年4月1日から同月6日まで)、集中廃棄物処理施設等から合計1500億ベクレル(同年4月4日から同月10日まで)、3号機から合計20兆ベクレル(同年5月10日から同月11日まで)と推計される。
- ウ 以上のような放射性物質拡散のなか、保安院は、2011 [平成23] 年4月12日時点において、本件事故により広範囲で人の健康や環境に影響を及ぼす大量の放射性物質が放出されているとし、INES評価に基づき、「レベル7(深刻な事故)」に事故評価を引き上げた。これは1979 [昭和54] 年のスリーマイル島原発事故の「レベル5(事業所外へリスクを伴う事故)」を超え、チェルノブイリ原発事故と同レベルの評価である。

2 本件事故に基づく避難区域、警戒区域の指定

(1) 政府等による避難指示

当時の菅直人内閣総理大臣(以下「菅総理」という。)は、本件地震発生当日の2011 [平成23] 年3月11日19時03分、福島第一原発について、原 災法15条2項に基づき原子力緊急事態宣言を発令し、同法16条1項に基づき 原子力災害対策本部を設置した。

同日21時23分, 菅総理は, 原災法15条3項及び災対法60条1項に基づき, 福島第一原発から半径3キロメートル圏内の住民等に対する避難指示, 同半径10キロメートル圏内の住民等に対する屋内退避指示を行った(厳密には, 菅総理は, 各市町村長に対して避難指示等を行うよう指示し, 各市町村長において避難指示等をしたものである。以下同じ)。

地震発生翌日の3月12日5時44分, 菅総理は, 福島第一原発の半径10キロメートル圏内に避難指示を出した。福島第一原発1号機及び2号機において, 格納容器内の圧力上昇を受けてのベント実施が開始予定時刻になっても行われなかったことが契機であった。

さらに同日15時36分,福島第一原発1号機原子炉建屋で水素爆発が発生 し、菅総理は、同日18時25分,福島第一原発の半径20キロメートル圏内に 避難指示を出した。

同月14日,福島第一原発3号機原子炉建屋で水素爆発が発生した。同月15日には、4号機で午前6時10分ころに原子炉建屋で水素爆発が起こり、火災が発生した。2号機でも、D/W圧力の急激な低下や、白い煙が上がっていることが確認された。これらを受けて、菅総理は、同日11時00分、福島第一原発の半径20以上30キロメートル圏内に屋内退避指示を出した。

(2) 政府等による区域設定

同年4月21日, 菅総理は, 原災法20条3項, 同法28条2項において読み替えて適用される災対法63条1項に基づき, 福島第一原発の半径20キロメー

トル圏内を「警戒区域」(緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立ち入りが原則禁止される地域)に設定するよう指示した(翌4月22日0時,福島県知事や市町村長によって警戒区域が設定された。)。

同じく4月22日, 菅総理は, 原災法20条3項及び災対法60条1項に基づき, 屋内退避指示を解除のうえ, 「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」を設定した(厳密には, 各市町村長に対して, 区域設定及び避難指示を行うよう指示し, 各市町村長が設定, 指示したものである。以下同じ)。

「計画的避難区域」とは、「おおむね1月程度の間に、その住民等が順次当該 区域外へ避難のための立ち退きを行うべき」地域とされ(国会事故調301頁)、 同区域の設定基準は、福島第一、第二原発事故発生から1年の期間内に積算線量 が20ミリシーベルトに達するおそれのある地域とされた。

「緊急時避難準備区域」とは、「住民等が常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うべき」地域とされた(国会事故調301頁)。 避難等の指示及び区域設定について、放射線量の数値を基準としたものは、この「計画的避難区域」が初めてであった。

同年6月30日以降,原子力災害対策本部は,「特定避難勧奨地点」を順次指定した。

特定避難勧奨地点とは、計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりはないものの、1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定させる地点であって、除染が容易ではない地点をいう(国会事故調355頁)。その地点の住民に対しては注意を喚起し、避難の支援・促進をする必要があるとした(同)。

2011 [平成23] 年9月22日, 当時の野田佳彦内閣総理大臣(以下「野田総理」という。) は、緊急時避難準備区域を全面解除した。

(3)区域再編

同年12月16日,野田総理は、福島第一原発の「冷温停止状態」を宣言し、

同月26日,警戒区域と緊急時避難準備区域の見直しに関する基本的考え方を明 らかにした。

野田総理は、2012 [平成24] 年4月1日には福島県双葉郡川内村と同県田村市について、同月16日には同県南相馬市について、それぞれ区域再編を行い、警戒区域及び計画的避難区域のそれぞれ一部を解除して、原災法20条3項及び災対法60条1項に基づき「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰宅困難区域」の設定を指示した。

「避難指示解除準備区域」は、年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域とされた。

「居住制限区域」は、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域とされた。

「帰宅困難区域」とは、5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域とされた。

その後も、福島県相馬郡飯舘村、双葉郡大熊町・葛尾村・富岡町・浪江町・楢葉町について順次区域再編が行われ、2013〔平成25〕年8月8日の伊達郡川俣町の再編をもって区域再編が完了した。

3 避難の実情

(1) 避難指示等に基づく避難 (区域内避難)

ア 情報伝達の遅れによる避難の遅れ

上記のとおりの避難指示等の経過の中で、とりわけ当初は、情報伝達が遅れたため、対象地域の住民の避難にも遅れが生じた。

本件事故発生当日の、2011〔平成23〕年3月11日19時03分に原子力緊急事態宣言が出され、さらに同日20時50分に半径2キロメートル圏内に避難指示が出されてからでさえ、避難指示対象地域の住民の多くは、情報

を受け取っておらず、本件事故が発生しているということに気付いていなかった。そのため、多くの住民が避難を始めたのは、避難指示発令後数時間が経過してからのことであった(国会事故調335頁)。

イ 指示を待たずして行われた避難

また、福島第一原発の半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に屋内待避指示が出されたのは3月15日、自主避難要請が出されたのは3月25日であったが、実際には、これらの指示等を待つことなく、自主的に避難を行った指示対象地域内の住民も多かった(国会事故調341頁)。

ウ 多段階避難

さらに、避難指示等の範囲が段階的に拡大したため、避難先にもまた指示が 出されるという事態が生じるなど、複数回の避難を強いられる者も多かった。 福島第一・第二原発に近い双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、浪江町において は、70パーセント前後の住民が4回以上の避難を行っている(国会事故調3 44頁・図4.2.2-4より。)。

エ 避難に活用できなかった「SPEEDI」

避難指示等に関して、「SPEEDI」(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)が活かされず、その情報公開が遅れたことも、高線量地域への避難や避難の遅れに繋がった。

SPEEDIによる放射性物質拡散予測が公表されたのは、本件事故発生から10日以上も経過した3月23日であった。しかし、少なくとも、3月15日18時から19時の拡散予測では、福島第一原発から北西方向、すなわち南相馬市、飯舘村の方向に向かって放射性物質が拡散するという予測結果が出ていた。この予測結果が迅速に公表されていれば、南相馬市や飯舘村の住民は素早く避難をすることができたのであり、また他の地域から避難をしてきた住民も別の方角に向かって避難することで、少しでも被ばくを避けることができた。また、4月22日の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定までは、

「福島第一原発の半径○○キロメートル」という同心円状の範囲に指示等が行われており、飯舘村、川俣町、葛尾村などでは、SPEEDIの予測どおり線量の高い地域となっていたにもかかわらず、避難指示等が及んでいなかったため、他の地域にもまして避難が遅れた(国会事故調353頁以下)。

(2) 避難指示等に基づかない避難(区域外避難)

以上のような避難指示等の対象地域の住民だけでなく,政府による避難指示等 がない地域に居住する多くの住民が,少しでも放射線被ばくを避ける目的で,よ り線量が低い(と考えられる)場所に避難した。

(3)避難状況

ア 区域内避難者数

復興庁が2012 [平成24] 年8月1日付で公表したデータによれば、同年7月時点における福島県全体の避難者数は約16万2000人であり、うち避難指示区域からの避難者数が約11万1000人である。

対して、本件事故前における区域内を含む市町村の人口は、2011 [平成23]年3月1日時点で次のとおりであり、その合計は14万4177人であった。

南相馬市	70,752
富岡町	15,959
大熊町	11,570
浪江町	20,854
飯舘村	6,132

楢葉町	7,676
川内町	2,819
双葉町	6,891
葛尾村	1,524

すなわち、14万4177人の人口地域から、その約77パーセントもの住 民が避難したこととなる。

イ 区域外避難者数(福島県内から)

他方,上記復興庁データによると,2012 [平成24] 年7月時点における福島県からの区域外避難者数は,約5万1000人である。

原子力損害賠償紛争審査会(第19回)で配布された資料によれば,201 1[平成23]年3月15日から同年9月22日における避難等指示区域内からの避難者数及び自主的避難者数(区域外避難者数)の推移は,以下のとおりである。

	自主的避難者	避難等指示区 域内からの避 難者数②	避難者総数③	割合(①/3)
1100 0 15	40.056		100 640	0 200
H23.3.15	40,256	62,392	102,648	0.392
H23.3.25	23,659	65,650	89,309	0.265
H23.4.22	22,315	61,706	84,021	0.266
H23.5.22	36,184	69,031	105,215	0.344
H23.6.30	34,093	92,483	126,576	0.269
H23.7.28	41,377	97,243	138,620	0.298
H23.8.25	47,786	103,941	151,727	0.315
H23.9.22	50,327	100,510	150,837	0.334

このとおり、福島県からの避難者のうち、区域外避難者数の割合は、全体 の3割程度を占め続けている。

しかも、この数字は一部に集計漏れがあるなど、避難者数を正確に把握しているものではないため、実際にはより多くの避難者が存在するものと思われる。

ウ 全国における避難者数

復興庁の調査によると、全国の避難者数の合計は以下のとおりである(2011 [平成23] 年11月2日時点と同年11月17日時点の避難者数が大きく異なっているのは、2日以前は仮設住居等に入居済みの戸数を集計していたのに対して、17日以後は、仮設住宅に入居済みの人数を集計したた

めである。)。

時点	避難者数	時点	避難者数	時点	避難者数
H23.7.28	87,063	H24.1.12	337,819	H24.10.4	326,873
H23.8.11	83,099	H24.2.9	342,509	H24.11.1	324,858
H23.8.25	82,945	H24.2.23	343,935	H24.12.6	321,433
H23.9.8	74,900	H24.3.8	344,290	H25.1.17	316,353
H23.9.22	73,249	H24.3.22	344,345	H25.2.7	315,196
H23.10.6	71,578	H24.4.5	344,477	H25.3.7	313,329
H23.10.20	71,358	H24.5.10	341,235	H25.4.4	309,057
H23.11.2	71,565	H24.6.7	346,987	H25.5.9	303,571
H23.11.17	328,903	H24.7.5	344,171	H25.6.6	298,033
H23.12.1	332,691	H24.8.2	343,334	H25.7.4	293,782
H24.1.12	337,819	H24.9.6	329,777	H25.8.12	289,611

このとおり、2013 [平成25] 年8月時点でも、いまだに約29万人の避難者が、帰還できずに避難生活を継続している。

(4) 滞在者の問題

以上のような避難者だけなく、諸事情により、避難したくとも避難できず、滞 在し続けている者も多数存在する。

第2章 被告らの責任(総論)

第1 被告東京電力の責任

1 原子力損害の賠償に関する法律3条1項による無過失責任

原賠法3条1項は「原子炉の運転等の際,当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは,当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。」と定めている。

同規定における「原子炉」とは「核燃料物質を燃料として使用する装置」であり (原賠法2条4項,原子力基本法3条4項),「原子力損害」とは「核燃料物質の原 子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用(これ らを摂取し,又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをい う。)により生じた損害」である(原賠法2条2項)。

本件事故による原告らの損害は、福島第一原発の原子炉の運転の際に、前記機序によって核燃料物質が環境に放出され、その放射線の作用若しくは毒性的作用によって生じたものであるから、「原子力損害」である。また、被告東京電力は、炉規法23条1項1号の許可を受けているから、原賠法2条3項1号に該当する「原子力事業者」である。

よって,本件には原賠法3条1項が適用され,被告東京電力は無過失責任を負い, 後述する原告らの損害を賠償する義務を負う。

2 民法709条

被告東京電力は、民法709条に基づく損害賠償義務を負う。

(1) 民法709条を主張する意義

原賠法3条1項本文は無過失責任であるため、被告東京電力が賠償義務を負うべきことは既に述べたとおりである。

同時に、本件事故は、後述するとおり被告東京電力の重大な過失に基づく人災であり、被告東京電力は、民法709条に基づく不法行為責任を負っている。

ここでは、被告東京電力に対する不法行為責任を敢えて主張する理由を述べて おく。

本件事故は、被告東京電力と被告国との共同不法行為によってもたらされたものである(後述)。

被告国に国賠法上の責任が存在することは後述のとおりであるが、被告国の過失責任を追及するにあたり、被告東京電力の過失責任を追及することは密接不可分の関係にあり、被告東京電力の過失責任を立証していくことは、被告国に対する責任追及をするために必要な事柄である。

また、被告東京電力の過失行為の態様は、原告らの精神的苦痛の大きさに影響し、慰謝料の増額要素となりうることから、その態様を明らかにする必要がある。付け加えるならば、本件事故のような甚大な被害を出した被告東京電力に対して、過失責任が存在することを明らかにすることは、損害の補填に加えて将来の不法行為を抑止することを制度趣旨とした民法709条の理念にも合致する。

したがって、原告らは、被告東京電力に対して、民法709条が定める不法行 為に基づく損害賠償請求を行う。

(2) 被告東京電力の注意義務-原子力事業者としての高度の注意義務

民法709条の過失とは、一般的には注意義務に違反する行為であるとされ、注意義務に違反する行為とは、予見可能性を前提とした結果回避義務に違反する行為であるとされている。そして、結果回避義務の具体的な内容や程度は、当該事案において、その義務が発生する基盤となる社会的な接触関係の態様によって規定される。

原子力発電所は、それ自体極めて高度の危険性を内在しており、第一義的に、その危険性をコントロールすることが可能な立場にいるのは、原子力発電所を設置・管理・運転する事業者たる被告東京電力である。そして、ひとたび原子力発電所がシビアアクシデント(SA)/過酷事故(設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では、適切な炉心の冷却又は反応

度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象。 国会 事故調94頁)に至れば、近隣住民はもとより、極めて広範囲の一般市民の生命・ 健康・財産に重大な被害をもたらすことも明らかである。このような社会的関係 を前提とするならば、原子力発電所を稼働するにあたっては、常に最高の知識や 技術を用いて事故の防止や放射性物質が炉外に漏出した場合の影響について調 査研究を尽くすとともに,安全性の確保に疑念が生じた場合には,直ちに稼働を 中止するなどして必要最大限の防止措置を講じ、特に地域住民の生命・健康をは じめとする人格的利益に対する危害を未然に防止すべき高度の注意義務を負う。 このような判断枠組は,新潟水俣病訴訟(新潟地裁昭和46年9月29日判決) や熊本水俣病訴訟(熊本地裁昭和48年3月20日判決)で確立したものである。 すなわち,被告東京電力は,原子力発電所という極めて高度の危険性を有する 施設を設置・管理・運転する事業者として、地震対策・耐震設計を行い、また津 波に対する防御を行うことはもちろんのこと, 万が一にも全電源が喪失し冷却機 能を失って過酷事故に至るなどという事態を招かぬよう,常に原子力発電所の施 設・運営体制をチェックし,事故防止の対策をとる注意義務を負っている。加え て、仮に過酷事故発生に繋がるようななんらかの事熊が生じた場合にも事故や被 害が最小限で食い止められるよう, リスク軽減のためのSA対策を行う義務を負 う。

第2 被告国の責任(国家賠償法1条-権限不行使の違法性)

1 概要

第一義的には原子力発電所の安全性は事業者たる被告東京電力において確保すべきものである。しかし、原子力発電所は、一旦事故が生じて放射性物質が原子炉外に放出されると広範囲に回復困難な汚染が生じることから高度の安全性確保が要請され、経済性を追求しなければならない電力事業者に安全性確保を一任することは相当ではない。したがって、被告国は万が一にもかかる原子力発電所の事故を

発生させないため、事業者をして必要な安全対策をとるよう厳格な規制を行うべき ことが要請される。

しかし、本件事故後の各種調査により、「今回の事故は、これまで何回も対策を打つ機会があったにもかかわらず、歴代の規制当局及び東電経営陣が、それぞれ意図的な先送り、不作為、あるいは自己の組織に都合の良い判断を行うことによって、安全対策がとられないまま3.11を迎えたことで発生したものであった」ことが明らかとなった(国会事故調11頁)。

そして、安全対策をとらせるべく被告東京電力を規制する立場にあった被告国は「規制当局は電気事業者の『虜(とりこ)』となっていた。」とまで評される状態であった(国会事故調14頁)。

まさに、本件事故は、被告国による人災であり、被告国は国賠法に基づき責任を 負うものである。

2 自然災害等の対策の必要性・緊急性

(1) 原子力発電所事故の被害の広汎性・甚大性

そもそも放射線は、人体に多大な悪影響を及ぼし、高レベルの放射線に曝露すると短時間で死に至ることもある。死に至らずとも重篤な症状をもたらし、また、 後遺症をもたらし、その後の生活に影響を及ぼすことになる。

しかも,一旦,原子力発電所事故によって放射性物質が放出されると,それを制御することは非常に困難で,風向きなどによって広範囲に拡散される。そのためなるべく放射線に曝露しないように放射性物質が飛散した地域から逃れる必要がある。このようなことから,放射性物質が拡散する可能性のある地域に居住している住民は,当該地域から避難せざるを得ず,生活を根こそぎ奪われることになり,多大な損害を受けることになる。仮に,避難しなかったとしても,住民の減少等で従前の社会生活を維持できないなど,多大な損害を受ける可能性がある。

(2) 高度の安全確保の必要性

上記被害を防止するためには原子力発電所の安全性を確保することが最重要なのであり、被害の広汎性・甚大性を考慮すれば、その安全性確保のレベルは最新の知見に基づく極めて高度のものが要求される。

しかも、自然災害はいつ何時起こるか予測できないうえ、どのように精度の高い予測をしようとも常に想定外の事態により炉心損傷が起こる可能性が否定できない。こうした観点から、被告国には、安全性確保の諸施策・諸規制を速やかに実施する責務がある。加えて、被告国は、後述のとおり国策として原発推進政策を実施してきたのであるから、原子力発電所の安全性確保のための諸施策・諸規制を実施するべき重大な責務を負うことは当然である。

3 被告国の規制権限

本件において、被告国がいかなる規制権限を有していたのか、以下述べる。

(1) 原子力施設等に対する安全規制

我が国の原子力安全に関する法律体系の最も上位にあるのは、原子力利用に関する基本的理念を定義する原子力基本法であり、その下に政府が行う安全規制を規定した炉規法、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等が制定されている。

また,原子炉施設を電気工作物の観点から規制する電気事業法等,原子力安全 を確保するために必要な法律が整備されている。

これ以外にも、本件事故当時、安全委員会は、規制当局(実用発電用原子炉においては、保安院。)が実施した安全審査のレビューを行う際に用いる指針類を策定しており、これらの指針類は規制当局が安全審査を行う際にも採用されていた。なお、現在は保安院、安全委員会は廃止され原子力規制委員会が設置許可を出すこととなっている。

以下,本件事故当時における規制内容を略述する。

(2) 実用発電用原子炉の規制

原子炉を設置しようとする事業者は、炉規法に基づき、基本計画について主務

大臣の設置許可を得なければならない。

たとえば電力会社が実用発電用原子炉を設置するには、経済産業大臣の設置許可を得る必要がある(平成24年6月27日の改正前炉規法23条1項。)。

この設置許可の申請に対する審査は、具体的には保安院が行うのであるが、その際、安全委員会の意見を聴くものとされていた(炉規法24条2項)。

設置許可を受けた者は原子炉設置者となるが、それだけでは直ちに工事等に着 手することはできない。

原子炉設置者は「設計及び工事の方法の認可」を経済産業大臣に提出し、認可を得て工事を開始する(炉規法27条)。工事の工程毎に経済産業省による検査を受け、最後に使用前検査に合格して、営業運転を開始する(炉規法28条)。また原子炉稼働後も経済産業大臣が行う施設定期検査を毎年1回受けなければならない(炉規法29条)。

しかし、電力会社が設置する原子力発電所については、炉規法73条により同法27条乃至29条の規定が適用されない。その結果、これらの発電所は、設置時に炉規法による許可を受けた後は、電気事業法に基づいて規制されることとなる。

以下、規制にかかる法律を概観する。

(3) 炉規法

ア目的

炉規法の目的は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、

環境の保全並びに我が国の安全保障に資する」ことである(1条)。

原子力災害には、その発生により甚大かつ深刻な損害を及ぼすという特殊性がある。そこで、大規模な自然災害の発生をも想定した必要な規制を行い、国 民の生命、健康及び財産の保護を行うことを重要な目的の一つとして掲げているのである。

イ 段階的安全規制

原子炉施設の建設運転に関し、原子炉設置許可と後続の処分、具体的には工 事計画の認可、使用前点検等の処分によって段階的に規制がなされている。

原子炉設置許可の段階では、立地条件の適否と、性能と安全対策の基本的構想(以下「基本設計」という。)に関わる部分についてのみ行政によるチェックがなされるとの解釈運用がなされてきた。

そして,施設の個々の部分に関する詳細設計のチェック,工事が設計通りに 行われているか否かの点検等については原子炉設置許可に続く処分において 実施されている(以下「後段規制」という。)。

施設の詳細設計や工事方法が原子炉設置許可において承認された施設の基本設計に基づくものであり、かつ、安全確保の観点から適切なものとなっているかは、電気事業法47条に基づく工事計画の認可の段階において審査対象となる。

(4) 電気事業法

ア目的

電気事業法は、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的」とする。(1条)。

すなわち,電気工作物の規制を行うことにより公共の安全を確保することも 目的としている。 我が国は、世界有数の地震多発地域であり、沿岸には定期的に巨大津波が到来する地理的特性を有する上、テロの標的になる恐れも有するから、原子炉については施設そのものの信頼性だけでなく、こうした避けられない自然災害等が生じた場合における安全性確保も求められる。

したがって、電気事業法による各種規制は、原子炉が地震、津波などの巨大な自然災害に遭遇しても、万が一にも放射性物質を外部に放出することがないような安全性を確保することを目的としている。

そして,原子炉は一般的な火力発電所とは異なり,一旦事故が発生し,放射性物質が原子炉外に放出されると,周辺環境に広汎かつ深刻な影響を及ぼす潜在的な危険性を有する。

その意味での原子炉の安全性に対する国民の期待は、いわゆる反射的利益に とどまるものではなく、被告国が電気事業法の各種規制権限の行使を怠った場 合、国賠法上の違法性が認められる。

イ 技術基準適合命令

電気事業者は事業用電気工作物を設置すれば、設置時に許可を得ていたとしても、そのまま使用し続けて良いわけではない。すなわち、電気事業者は、事業用電気工作物(実用発電用原子炉もこれに含まれる。)を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない義務を負う(39条1項)。

そして、主務大臣は、「事業用電気工作物が前条第一項の主務省令で定める 技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に 対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若 しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用 を制限すること」ができる(40条)。

したがって,経済産業大臣は,実用発電用原子炉について技術基準に適合していないと認める場合には,技術基準適合命令を出して,電気事業者に原子炉の停止等を命じるべきである。

また,規制の根拠となる技術基準は「主務省令で定める」とされていたのであるから,経済産業大臣は,知見の進展に伴い事故防止の観点から,新たに実用発電用原子炉が適合すべき技術基準が生じたと認識した場合,省令を改正して必要な技術基準を制定すべきであった。

(5) 技術基準省令

ア意義

技術基準省令は、電気事業法39条1項等で定めることとされた技術基準である。同基準は、設置許可申請に対する安全審査で確認された事項を、工事計画等の後段規制において具体的に確認するための基準であり、「原子力発電所が設計建設時(改造時を含む)に満足すべき基準であるとともに、各条文において別途適用除外が規定されている場合を除き、供用を開始した後においても維持すべき基準である(保安院・原子力安全基盤機構「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令と解釈に対する解説」平成21年3月2日版。以下「技術基準解説」という。)。

従前、技術基準省令は、設備の構造、材料等に関して要求される詳細かつ具体的な仕様が規定されている条項(仕様規定)があり、これらについては原則として規定されている仕様だけが容認される形となっていた。このため、最新の知見の反映が遅れがちになり、結果的に技術進歩への迅速かつ柔軟な対応が困難である等の問題が指摘されてきた。

この結果,技術基準省令は性能規定化された(平成17年7月公布,平成18年1月施行)。

これにより,技術基準は「性能規定化」基準として原子力設備に対する機能 及び性能の要求をするにとどめ,その性能及び機能を実際の設備面で実現する 具体的な仕様は学協会規格(日本機械学会,日本電気協会等が策定した規格) に委ねる仕組みに改められた。

この際、性能規定化された技術基準は、安全委員会の各指針類との整合性の

確保という観点から改訂が行われた。

イ 防護措置(4条)

技術基準省令4条(平成23年11月15日改正前。以下,同様)は,防護施設の設置として,「原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象(地すべり,断層,なだれ,洪水,津波,高潮,基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし,地震を除く。)により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は,防護措置,基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。」と規定する。

同条は、技術基準省令5条で定める耐震性の要求を除き想定される自然災害 または外部からの人為的災害により原子炉の安全性を損なうおそれのある場 合に、適切な措置を講ずることを求めたものである(技術基準解説20頁)。

また、同省令は、2005 [平成17] 年7月1日に改正された際、1990 [平成2] 年に改訂された安全委員会の指針(「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」(平成2年8月30日安全委員会決定)及び「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(平成2年8月30日決定、平成13年3月29日一部改訂)で規定される事項と技術基準の整合性を図ることや、国内及び海外の指針及び基準との整合性の確保が考慮されている。それだけでなく、最近の知見の反映として、国内及び国外の原子力発電所における事故・故障事例等の分析結果の反映も考慮することとされている(以上技術基準解説)。

安全設計審査指針の「指針2.自然現象に対する設計上の考慮」は、その2項において、「安全機能を有する構築物、系統及び機器は、地震以外の想定される自然現象によって原子炉施設の安全性が損なわれない設計であること。重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器は、予想される自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件、又は自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合を考慮した設計であること。」を求めている。

そして、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針について」(平成2年8月30日安全委員会決定)は、上記指針について、次のように述べている。

「『自然現象によって原子炉施設の安全性が損なわれない設計』とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組合わせに遭遇した場合において、その設備が有する安全機能を達成する能力が維持されることをいう。『重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器』については、別に『重要度分類指針』において定める。『予想される自然現象』とは、敷地の自然環境を基に、洪水、津波、風、凍結、積雪、地滑り等から適用されるものをいう。『自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件』とは、対象となる自然現象に対応して、過去の記録の信頼性を考慮の上、少なくともこれを下回らない苛酷なものであって、かつ、統計的に妥当とみなされるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。『自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合』とは、最も苛酷と考えられる自然力と事故時の最大荷重を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係や時間的変化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。」

津波は、予想される自然現象に含まれており、これに遭遇しても設備が有する安全機能を達成する能力が維持されることが求められている。

ウ 耐震性(5条)

技術基準省令5条1項は、「原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備は、これらに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。」と規定する。

また同条2項は、「前項の地震力は、原子炉施設ならびに一次冷却材により 駆動される蒸気タービン及びその附属設備の構造ならびにこれらが損壊した 場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の 地震記録に基づく震害の程度、地震活動の状況等を基礎として求めなければな らない。」と規定する。

この耐震性については、いわゆる新指針に適合することと解釈されている (技術基準解説 2 3 頁)。

そして、新指針「8. 地震随伴事象に対する考慮」において施設は、地震随 伴事象について、次に示す事項を十分考慮した上で設計されなければならない とし、その考慮事項の(2)として、「施設の供用期間中に極めてまれではあ るが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安 全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと。」を定めている。

エ 安全設備(8条の2)

技術基準省令8条の2第1項は「第2条第8号ハ及びホに掲げる安全設備は, 当該安全設備を構成する機械器具の単一故障(単一の原因によって一つの機械 器具が所定の安全機能を失うことをいう。以下同じ)が生じた場合であって, 外部電源が利用できない場合においても機能できるように,構成する機械器具 の機能,構造及び動作原理を考慮して,多重性又は多様性,及び独立性を有す るように施設しなければならない。」としている。

同2条第8号ハに掲げる安全設備とは、「安全保護装置(運転時の異常な過渡変化が生じる場合、地震の発生等により原子炉の運転に支障が生じる場合、及び一次冷却材喪失等の事故時に原子炉停止系統を自動的に作動させ、かつ、原子炉内の燃料の破損等による多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、工学的安全施設を自動的に作動させる装置をいう。以下同じ。)、非常用炉心冷却設備(圧力容器内において発生した熱を通常運転時において除去する施設がその機能を失つた場合に圧力容器内において発生した熱を除去する設備をいう。以下同じ。)その他非常時に原子炉の安全を確保するために必要な設備及びそれらの附属設備」であって、その故障、損壊等により公衆に放射線障

害を及ぼすおそれを直接又は間接に生じさせるものを指す。

また、同2条第8号ホに掲げる安全設備とは、「非常用電源設備及びその附属設備」であって、その故障、損壊等により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを直接又は間接に生じさせるものを指す。

技術基準省令8条の2第2項は「安全設備は、想定されている全ての環境下においてその機能が発揮できるように施設しなければならない。」と規定する。

才 保安電源設備(33条)

技術基準省令33条5項は、「原子力発電所には、短時間の全交流動力電源 喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備 が動作することができるよう必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければ ならない。」と規定する。

第3章 地震に関する被告らの責任

第1 被告東京電力の責任

1 基準地震動と耐震設計との関係

原子力発電所の耐震設計は、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動(基準地震動)を適切に策定し、この地震動を前提とした耐震設計を行うことにより、地震に起因する外乱によって周辺の公衆に対し、著しい放射線被ばくのリスクを与えないようにすることが基本とされる。

そして、敷地地盤に予想される基準地震動を適切に策定することが、耐震設計の 出発点となる。さらに地震学的見地からは、このように策定された地震動を上回る 強さの地震動が生起する可能性に対して適切な考慮を払い、「残余のリスク」(策定 された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事 象が発生すること、施設から大量の放射性物質が放散される事象が発生すること、 あるいはそれらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼす ことのリスク)を合理的に実行可能な限り小さくするための努力が払われるべきで ある。

この残余のリスクに対する考え方は、新指針において示されているが、新指針が 公表される以前においても、原子力事業者である被告東京電力にはかかる見地から 既存施設の安全性に対して配慮を行う義務があったというべきである。

しかしながら、被告東京電力は、以上に述べた耐震設計に関する安全対策を怠っており、この点を以下に述べる。

2 これまでの安全規制と2002 [平成14] 年の長期評価の知見

(1) 旧指針の決定

被告東京電力が内閣総理大臣に福島第一原発1号機の設置許可申請書を提出 した1966 [昭和41] 年7月1日当時, 地震及び津波について耐震設計基準 を含む発電用原子炉施設に関する安全設計の基準は定められていなかった。

被告東京電力は、「福島原発付近は地震活動性の低い地域のひとつ」という認識に基づき、クラス As 及びクラス A(原子炉施設の耐震設計上の施設別重要度を、地震により発生する可能性のある放射線による環境への影響の観点から分類したもの。他に、クラス B、クラス C がある。)と呼ばれる重要な建物、構築物、機器配管系などの施設について約 1 7 6 ガルの地震動に対して安全であるように設計することとし、これらの施設に関する耐震設計基準を 2 6 5 ガルと設定して設置許可申請書を提出した。この 2 6 5 ガルという最大加速度は、先行した敦賀原発 1 号機が、1948 〔昭和23〕年の福井地震(M7.1)を考慮して最大加速度 3 6 8 ガルの機能保持検討用地震動を考慮したのに比べると、相当低かった。

その後、1981 [昭和56] 年、旧指針が安全委員会によって決定され、1994 [平成6] 年に、被告東京電力は、福島第一原発各号機について、旧指針に基づく「耐震性評価結果報告書」を提出した。一方で、被告東京電力は、同年3月に許可された別件の設置変更許可申請の中で、旧指針に従って基準地震動を策定した。それらは、基準地震動 S2-D (これは、限界的な地震による地震動として、活動度は低いが敷地に大きな影響を与える可能性のある活断層による地震等を考慮したもの。)が最大加速度 270ガル、同 S2-N (直下地震を考慮した場合。)が最大加速度 370ガルになっていた (国会事故調67頁)。

上記の報告書では、各号機とも耐震安全性は確保されているとされていたものの、重要な配管の評価点のうち、発生応力値の許容値(上記の基準地震動を想定しても安全上重要な設備が耐える(塑性変形を起こさない)よう設定した許容値 -S1 の場合、あるいは安全機能が保持できる(過大な変形を起こさない)よう設定した許容値-S2 の場合。)に対する割合が 7 0 パーセントを超える点が複数存在し、約 9 0 パーセント以上の個所もあった。これは、ほとんど余裕の無い状態であり、基準地震動が大きくなった場合には、問題となるレベルであった(国会

事故調69頁)。

(2) 長期評価の知見

1995 [平成7] 年1月17日, 阪神淡路大震災が発生した。

それをきっかけに耐震工学に対する国民の不信感が一挙に高まり,原子力発電 所も地震で損傷するのではないかとの不安が増大した。

安全委員会は、「平成7年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会」を設置したものの、同検討会は、結局「兵庫県南部地震を踏まえても、その妥当性が損なわれるものではない」、「安住することなく、耐震設計において常に最新の知見を反映するなど、原子力施設の耐震安全性に対する信頼性を一層向上させるために引き続き努力していくことが必要」と報告したのみで、具体的な改善策は採られなかった。

1998 [平成10] 年ころになって、ようやく安全委員会は、耐震設計審査 指針改訂のための工程を検討し始めた。そして、阪神淡路大震災から6年以上も 経過した2001 [平成13] 年6月になって、耐震設計審査指針の見直しを公 表し、翌7月、耐震指針検討分科会を設置した。

他方,2002〔平成14〕年7月には,文部科学省の地震調査研究推進本部は,「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」と題する報告書(以下「長期評価」という。)を発表した。長期評価では,1896年の明治三陸地震(M8.2から8.5)と「同様の地震は三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性がある」との指摘がされ,日本海溝沿でM8クラスの津波地震が30年以内に20パーセント程度の確率で発生すると予測された。

当然ながら、被告東京電力も、当時、このような最新の知見を得ていたものであるから、速やかに、かかる知見に基づき、少なくともM8クラスの地震を想定して、基準地震動・耐震設計を見直す必要があった。ところが、被告東京電力は、耐震設計を十分に見直さなかった。

3 本件事故における地震動の影響

前述のとおり、本件地震の際、福島第一原発を襲った地震動の最大加速度値及び 新指針の基準地震動 Ss に対する最大応答加速度値は以下のとおりである。

号機 観測		 された最大加速度値		基準地震動Ssに対する最大応答加速度値		
(観測点名)	南北(NS)方向	東西(EW)方向	上下(UD)方向	南北(NS)方向	東西(EW)方向	上下(UD)方向
1号機(1-R2)	460	447	258	487	489	412
2号機 (2-R2)	348	550	302	441	438	420
3号機 (3-R2)	322	507	231	449	441	429
4号機(4-R2)	281	319	200	447	445	422
5号機(5-R2)	311	548	256	452	452	427
6号機 (6-R2)	298	444	171	445	448	415

(単位: Gal)

(上記表:国会事故調199頁・表2.2.1-1)

1号機においては地震動により小破口冷却材喪失事故(SB-LOCA) が発生した(国会事故調212頁以下)。

また、福島第一原発においては、本件地震直後、非常用D/Gが起動していた。 そして、1号機においては3月11日15時35分から36分に非常用D/GのA 系電源が、同37分には1号機B系電源が、それぞれ失われている。ところが、福 島第一原発において、津波第2波が敷地高さ10メートル以上のところにある非常 用D/Gに達したのは15時37分より後である。そうだとすると、津波第2波に よって浸水するより先に非常用電源が喪失していることになる(国会事故調213 頁以下)。これは非常用電源の喪失原因が地震動にあったことを物語る。

以上より、地震動を原因として、冷却材が喪失し、電源も喪失し、本件事故に至ったことが明らかである。

4 まとめ

以上のとおり、被告東京電力は、2002 [平成14] 年には新たな知見を得ていながら、それを放置し、速やかに耐震設計の見直しを十分に行ってこなかった。よって本件事故を招いたものである。

被告東京電力の注意義務違反、及びそれと本件事故との因果関係は明白である。

第2 被告国の責任(地震対策に関する権限不行使の違法性)

1 被告国の規制権限-技術基準適合命令

前述のとおり、被告国は、原子力発電所が技術基準省令に適合していない場合、 電気事業法40条に基づき、技術基準適合命令を発することができる。

ここで、技術基準省令5条1項は、「原子炉施設並びに・・・蒸気タービン及びその付属設備は、これらに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。」と定め、同条2項において「前項の地震力は、・・・災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地震記録に基づく震害の程度、地震活動の状況等を基礎として求めなければならない。」と定めている。

したがって、被告国は、原子炉施設が耐震性の見地から技術基準に適合していないと認めるときは、事業者に対して、技術基準適合命令を発しなければならない。

2 大規模地震による原子力発電所事故の発生を予見しえたこと

2002 〔平成14〕年7月に発表された長期評価により、被告国は福島第一原 発の所在する地域において従来想定されていたよりも大きな地震動が生じる可能 性を認識しえた。

そして、被告国においては、被告東京電力に対し、長期評価によって予想される最大の地震動を前提に既存施設の耐震安全性を検討させることが可能だった。かかる検討を行わせていれば、被告国は、2002 [平成14]年7月の時点で、福島第一原発が技術基準に適合していないことによって大規模な原子力発電所事故が生じることを予見しえた。

したがって、2002 [平成14] 年7月の時点で、福島第一原発各号機は技術基準省令5条1項に適合しておらず、被告国は、被告東京電力に対して、電気事業法40条に基づき、技術基準適合命令を発することができた。

そして,技術基準に不適合な状態を放置することは著しく不合理であるから,被

告国がこの時点で技術基準適合命令を発しないことは違法と評価される。

3 まとめ

被告国が、違法に技術基準適合命令を発しなかった結果、本件事故が発生した。

第4章 津波に関する被告らの責任

第1 被告東京電力の責任

被告東京電力は、福島第一原発1号機の設置許可審査当時、津波に対する安全性に関し、現地での潮位観察をしないまま約50キロメートル南方の小名浜港の潮位に基づいて、「最高潮位O.P.(小名浜港工事基準面)+3.122m(1960.5.24 チリ地震津波)」、「最低潮位O.P.(小名浜港工事基準面)-1.918m(1960.5.24 チリ地震津波)」と設置許可申請書に記載した。この評価により、設置は許可され、35メートルの丘陵をO.P.+10メートルに切り下げて建設が開始された。このO.P.+10メートルは、被告東京電力の土木関係者が独自に決定したものであり、復水器冷却水の揚水に必要な動力費、土工費といった要素も勘案された。

その後、2002〔平成14〕年2月、社団法人土木学会の津波評価部会が「原子力発電所の津波評価技術」を策定したことを受けて、被告東京電力は、福島第一原発について、最高潮位をO. P. +5. 4~5. 7メートルまで引き上げるものと評価し、同年3月、評価結果を保安院に報告している。

しかしながら、同年7月、前述のとおり、長期評価が公表された。これは、福島第一原発を含む福島県の沖合から房総沖にかけての地域で、M8クラスの津波地震が30年以内に20パーセントの確率で起こることが予測されるという内容であった。

被告東京電力が、2008[平成20]年5月ころまでに計算した結果によると、長期評価の予測する津波地震は、福島第一原発の1号機から4号機側の主要敷地南側の浸水高は最大でO.P.+15.7メートルの津波をもたらし、4号機原子炉建屋周辺は、2.6メートルの高さで浸水すると予想されている(東電事故調本編21頁)。この計算自体は、長期評価が公表された時点でも可能だったものである。

本件事故時のO. P. +10メートルを超える津波の到来は、この時点で、被告

東京電力には予見可能となっていた。そして、被告東京電力においては、敷地高さよりも2.6メートルもの高さで浸水すれば電源盤等が機能を喪失することは容易に想定できた。

したがって、被告東京電力は、2002 [平成14] 年の長期評価に基づき、M8クラスの津波地震が発生する危険性を認識していたのであるから、何ら具体的対策を講じなかった点に過失が認められる。

被告東京電力が、前述のとおり有効な津波対策を取らなかったため、本件において、津波が福島第一原発の敷地内に流れ込み、全電源の喪失、そして本件事故が発生した。

第2 被告国の責任(津波対策に関する権限不行使の違法性)

1 被告国の規制権限-技術基準適合命令

前述のとおり、被告国は、原子力発電所が技術基準省令に適合していない場合、 電気事業法40条に基づき、技術基準適合命令を発することができる。

ここで、技術基準省令4条は、「原子炉施設並びに一次冷却剤又は二次冷却剤により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象(地すべり、断層、なだれ、洪水、津波、高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし、地震を除く。)により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。」と規定していた(本件事故当時。平成17年7月1日改正)。

なお、2002〔平成14〕年時点では、同条項は「原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が地すべり、断層、なだれ、洪水、津波又は高潮、基礎地盤の不同沈下等により損傷を受けるおそれがある場合は、防護施設の設置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。」との規定であったが、津波に関する規制内容については本件事故当時と基本的に変わりはなかった(平成13年10月1日改正)。

したがって、被告国は、原子炉施設が津波に対する安全性の見地から技術基準 に適合していないと認めるときは、事業者に対して、技術基準適合命令を発しな ければならない。

2 津波による原子力発電所事故の発生を予見しえたこと

2002 [平成14] 年7月に発表された長期評価により、被告国は福島第一原発の所在する地域において従来想定されていたよりも高い津波が襲来する可能性を認識しえた。

そして、被告国においては、被告東京電力に対し、長期評価によって予想される最大の津波を前提に既存施設の津波に対する安全性を検討させることが可能だったのであり、かかる検討を行わせしめていれば、被告国は、2002 [平成14]年7月の時点で、福島第一原発が技術基準に適合していないことによって大規模な原子力発電所事故が生じることを予見しえた。

したがって、2002 [平成14] 年7月の時点で、福島第一原発各号機は技術基準省令4条に適合しておらず、被告国は、被告東京電力に対して、電気事業法40条に基づき、技術基準適合命令を発することができた。

そして技術基準に不適合な状態を放置することは著しく不合理であるから,被 告国がこの時点で技術基準適合命令を発しないことは違法と評価される。

3 まとめ

被告国が、違法に技術基準適合命令を発しなかった結果、本件事故が発生した。

第5章 過酷事故対策に関する被告らの責任

第1 過酷事故と過酷事故への対応

1 過酷事故対策に関する国際的な論議

(1) 過酷事故(シビアアクシデント)とアクシデントマネジメント

過酷事故(シビアアクシデント/SA)とは、設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象のことをいう。

また、過酷事故対策としてのアクシデントマネジメント(AM)とは、設計基準事象を超え、炉心が大きく損傷する恐れのある事態が万一発生したとしても、現在の設計に含まれる安全余裕や安全設計上想定した本来の機能以外にも期待しうる機能、またはそうした事態に備えて新規に設置した機器等を有効に活用することによって、それがSAに拡大することを防止するため、もしくはSAに拡大した場合にもその影響を緩和するために採られる措置のことをいう。このようにSA対策とはまさに想定外の事態に対する備えを内容とするものであり、想定外の地震や津波が起きることを前提とした対策である(ただし、原告らは本件地震や津波が想定可能であったと主張するものである。)。

(2) 国際的な論議の経過

原子炉施設においては、後述の深層防護の考え方に基づき、起こりうると考えられるインシデントや事故に対しては設計上何段階もの対策が講じられてきたが、1979 [昭和54] 年発生のスリーマイル島原発事故や1986 [昭和61] 年発生のチェルノブイリ原発事故は、原子力プラントにおいて、設計基準を大幅に超えて炉心が重大な損傷を受ける過酷事故が発生しうることを明瞭に示した。

これを受けて、1980年代から90年代にかけて、国際的に過酷事故対策と

してのAMに関する議論がなされるようになった。その結果、原子力プラントにおける安全性確保については、原子炉施設は設計基準の枠内で安全が担保できるように設置認可されるとともに、万が一設計基準を超えた結果炉心損傷などに至る重大事故が発生した場合であっても、過酷事故対策で対応するとの基本的な考え方が国際的に確立された。

2 深層防護の考え方

(1) 従来の深層防護概念

原子力発電所の安全確保の基本は、運転によって生じる放射性物質の周辺環境 への放出を抑制し、平常時、事故時を問わず周辺に影響を与えないようにするこ とである。そして、原子力発電所の事故を防止するため、安全対策においては、 深層防護の考え方が採用されてきた。

従来の深層防護の考え方は、次のようなものであった。

- ①第1のレベル 機器の故障,破損などの事故の原因となるような異常の発生を 極力防止する。具体的には,
 - 安全上十分余裕のある設計と高性能・高品質な機器や材料を使用し、高い信頼性を確保するとともに、使用中もその健全性を確認できる構造とする。
 - 運転員の誤操作を防止する設計(インターロック機能など)とする。
 - 機器のシステムの一部に故障があった場合でも異常が発生しない設計 (フェイルセーフ)とする。
- ②第2のレベル 第1の対策にもかかわらず,異常が発生した場合において,異常の拡大および事故への発展を防止する。具体的には,
 - 機器等の異常を早期発見できる検出,監視装置を設置するとともに必要な安全保護動作(例えば原子炉の緊急停止)を起こさせるため独立性,多 重性を持った安全保護装置を設置する。
- ③第3のレベル 第1, 第2の配慮にもかかわらず事故が発生したと仮定した場

合においても,放射性物質の環境への放出を防止する。具体的には,

○ 独立性,多重性を持たせた非常用炉心冷却装置,原子炉格納容器などの 安全防護設備を設置する。

(2) 深層防護概念の深化

もともと深層防護の考え方は、上記の第1レベルから第3レベルまでが基本とされていたが、スリーマイル島原発事故やチェルノブイリ原発事故をふまえ、I AEAでは、過酷事故への対応を第4のレベルに、過酷事故に起因して放射性物質が放出された場合の対応を第5のレベルに、それぞれ位置づけるようになった。

3 被告国の対応

(1) 安全委員会の対応

わが国においても、1987 [昭和62] 年7月、安全委員会等で過酷事故に関する検討が開始され、1992 [平成4] 年5月、安全委員会は「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて」を決定した。この決定は、その後のわが国における過酷事故対策とAMの基本的な方向を定めたという点において極めて重要なものであり、その要点は、次のとおりである。

- ① わが国の原子炉施設の安全性は、多重防護の思想に基づき厳格な安全確保対策によって十分に確保されており、過酷事故は工学的には現実に起こるとは考えられないほど発生の可能性は小さく、原子炉施設のリスクは十分に低くなっていると判断される。
- ② AMの整備は、この低いリスクをいっそう低減するものとして位置づけられる。したがって、AMは、原子炉設置者が自主的に整備することが強く奨励されるべきである。

なお,この決定は、本件事故発生という現実の前に、その有効性を全く失ったことから、安全委員会によって2011[平成23]年10月に廃止されている。

(2) 通産省の対応

旧通産省(現:経済産業省。以下単に「通産省」という。)は、安全委員会の上記決定を受けて、1992〔平成4〕年5月、「アクシデントマネジメントの今後の進め方について」を取りまとめ、同年7月、電気事業者に対して「原子力発電所内におけるアクシデントマネジメントの整備について」と題する公益事業部長通達を発出した。この通達の趣旨は、安全委員会の意見をふまえて、過酷事故対策の必要性は認めるものの、過酷事故対策としてのAMは、事業者の自主的取組みとして推進するというものであった。

この通達を受けて、1994(平成6年)3月,電気事業者は、通産省に対し、「アクシデントマネジメント検討報告書」を提出するとともに、報告書に基づきアクシデントマネジメントの整備を行った。

4 被告東京電力の対応

(1) AMの整備内容

被告東京電力は、他の電気事業者と同じく、安全委員会の上記決定や通産省の上記通達等を受けて、その後約10年をかけてAMの整備を行った。

被告東京電力がその間に実施したAMの主なものは、①原子炉及び格納容器への注水機能の強化など設備上のAM策の整備、②AM実施組織や実施態勢の整備、③事故時運転操作手順書やAMガイドなどAMの手順書類の整備、④AM実施組織における関係者の教育の推進、の4つであった。

(2) 問題点

被告東京電力が実施したAMにおいては、以下のような重大な問題があった。 設計基準を超えて過酷事故を引き起こす原因事象には、「内的事象」と「外的 事象」の2つがある。内的事象とは、原子力プラント側の問題、たとえば機器の 故障や運転員のヒューマンエラーなどをいう。外的事象とは、地震、洪水・津波・ 風・凍結・積雪・地滑りなどの「想定される自然現象」や飛行機落下・ダムの崩 壊・爆発などの「外部人為事象」などをいう。そして、こうした設計基準を超え る内的事象や外的事象に対処するのが過酷事故対策なのであるから,過酷事故対策は,内的事象と外的事象がそれぞれ別に検討されるべきものであった。

しかしながら、被告東京電力が実施したAMは、過酷事故の原因事象をもっぱら内的事象に限定したものであり、自然災害などの外的事象への対応は、AMの対象外とされていた。

被告東京電力は、2002〔平成14〕年5月、福島第一原発、福島第二原発 及び柏崎刈羽原発の「アクシデントマネジメント整備報告書」と「アクシデント マネジメント整備有効性評価報告書」を経産省に提出した。

被告東京電力は、2002 [平成14] 年までの取組みをもってAMの整備は終了したとして、外部事象対策を検討することもなく、それ以上のAMを推進しなかった。

第2 被告東京電力の責任

1 AMの位置づけ

被告を含む全国の電気事業者によって構成される電気事業連合会(以下「電事連」という。)は、そのホームページにおいて、「起こり得ないとされる過酷事故(シビアアクシデント)に対して、なぜアクシデントマネジメントが必要なのか?」とする質問を設定し、これに対する回答として、次のとおり、記載していた。

「原子力発電所では、設計、建設段階から運転管理に至るまで多重防護の思想に基づく厳格な安全確保対策を行ってきており、安全性は十分に高いものとなっています。アクシデントマネジメントの整備は、原子力発電所の安全性が十分に高いとの事実に安住することなく、その安全性をいっそう高めるための不断の努力が有益であるとの観点から、電気事業者が自主的に講じた念のための措置です。」

このように、被告東京電力を含む全国の電気事業者は、原子力発電所の安全性は 十分に高く、AMは「電気事業者が自主的に講じた念のための措置」にすぎないも のとして位置づけていた。

2 AMの欠陥

被告東京電力は、電気事業者の自主的取組みとして、福島第一原発についてAM を実施したが、前述のとおり、想定した過酷事故の原因事象は内的事象に限定され ており、自然災害などの外的事象については対象外とされていた。

すなわち、被告東京電力は、想定を超える地震や津波が発生した場合に対応する AMは一切行っていなかった(ただし、前述のとおり、原告らは本件地震や津波が 想定可能であったと主張する。)。

例えば、被告東京電力の電源喪失対策は、隣接する原子炉施設のいずれかが健全 であることを前提に組み立てられており、なんらかの要因により複数の原子力施設 が同時に故障・損壊し、隣接の原子炉施設から電源融通を受けられない事態となっ た場合の対処方策は検討されていなかった。

また、非常用電源についても、外部及び内部電源の全てが、長時間にわたって失われる全電源喪失という事態への備えはまったくなされていなかった。

3 まとめ

本来、被告東京電力は原子力発電所を設置・運転する事業者として、最新の深層 防護概念に基づいて、過酷事故を想定したAMを策定・実施すべき義務を負ってい た。

ところが、上記のように、被告東京電力が講じたAMは極めて不十分なものであり、かつ重大な欠陥を内包していたから、被告東京電力には義務違反がある。したがって被告東京電力は、同義務違反に起因して生じた結果について責任を負う。

第3 被告国の責任

1 被告国のSAに対する対応

安全委員会と通産省(経済産業省)は、上記のとおり、わが国の原子炉施設の安全性は十分に確保されており、過酷事故が発生する可能性は極めて低いとして、A Mを電気事業者の自主的取組みに委ねていた。

通産省(経済産業省)は、被告東京電力を含む電気事業者から、1994〔平成6〕年6月に「アクシデントマネジメント検討報告書」を、2002〔平成14〕年5月には「アクシデントマネジメント整備報告書」の提出を受けていた。したがって、被告国は、被告東京電力が実施したAMの内容を十分に認識していたし、そのAMにおいて、想定を超える地震や津波に対する対応は検討されていないことも認識していた。

2 被告国の違法性

このような状況において、被告国は、SA対策を技術基準省令に位置づけ、かつ、外的事象に伴うAMをも積極的に規制すべきであった。遅くとも被告国は、2002 [平成14]年に被告東京電力から報告書の提出を受けた時点で、自主規制ではなく法に基づく規制によらなければ実効性あるSA対策がなされないことを認識していたものである。したがって、それ以降の時点において被告国が技術基準省令の制定を怠ったことは、省令制定権限の違法な不行使というべきである。

なお、この点についての被告国の責任を裏付けるものとして、次の事実がある。 安全委員会は、2011(平成23)年10月、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて」を廃止する決定をしたが、その廃止を決定した文書において、次のように述べている。

「今回の事故の発災により『リスクが十分に低く抑えられている』という認識や、原子炉設置者による自主的なリスク低減努力の有効性について、重大な問題があったことが明らかとなった。特に重要な点は、わが国において外的事象とりわけ地震、津波によるリスクが重要であることが指摘ないし示唆されていたにも関わらず、実際の対策に十全に反映されなかったことである。アクシデントマネージメントの整備については、すべての原子炉施設において実施されるまでに延べ10年を費やし、その基本的内容は、平成6年時点における内的事象についての確率論的安全評価で摘出された対策にとどまり、見直されることがなかった。さらに、アクシデントマネージメントのための設備や手順が現実の状況において有効でない場合があ

ることが的確に把握されなかった。」

上記文書は、被告国に過失があることを自認したものである。

第6章 共同不法行為性

以下の事情からすれば、本件で、被告国の行為と被告東京電力の行為は結果の発生に対して社会通念上全体として一体の行為と認められる程度の一体性を有しており、 関連共同性があることは明らかである。

第1 国策民営による原子力政策について

1 はじめに

日本の原子力開発は、米国・アイゼンハワー大統領の「平和のための原子力」政策に基づき、原子力技術の輸入が可能となったことに始まった。

電力会社と産業界は、国産原子力技術の発展を待つことなく、外国からの商業炉の輸入による早急な商業炉の導入を求めた。他方で、エネルギー資源の乏しい我が国では、石炭、石油以外にエネルギー供給源を多様化することが求められていた。原子力発電の導入により、核燃料サイクルを通じて使用済の再処理燃料を純国産エネルギーとして活用できるようになる、などの思惑も絡み、米国の原子力技術が導入されていくこととなった。以下、詳論する。

2 いわゆる「電源三法」の制定

被告国は、1974 [昭和49] 年6月に、いわゆる「電源三法」(発電用施設周辺地域整備法、電源開発促進税法、旧電源開発促進対策特別会計法)を制定し、立地自治体に「電源立地促進対策交付金」の支給を行った。電源三法は、火力発電以外のエネルギーを開発促進することを目的として1973 [昭和48] 年の第1次石油危機後に制定されており、原子力発電のみを対象とするものではない。しかし、原子力発電所に対しては同程度の水力発電所の2倍以上の交付金が支給されることから、実質的には原子力発電所立地対策のために作られた制度として認識されており、電源三法の導入は、国策に沿った原子力発電所の建設を可能にし、国策に沿った原子力事業を推進するものであった。

1974 [昭和49] 年,田中角栄内閣総理大臣(当時)は「東京に作れない電気を送り、どんどん東京からカネを(新潟に)送らせるんだ」と力説した。

原子力施設の設置運営を行う主体は、当時の日本原子力研究所(現:独立行政法人日本原子力研究開発機構)のほかは民間の電気事業者等であり、立地点の選定に必要な調査の実施や用地取得交渉・漁業補償等も、事業主体と地元市町村、地権者、漁業権者との自主的交渉に第一次的には委ねられていた。しかしながら、そのような事業は一連の行政計画に基づいているものであり、国の関与なしに進めることのできなかったものであることは明白である。

原子力施設の場合には、①立地点選定に際して環境上の問題や安全対策上の問題が常に議論の対象となり、②原子力発電所等の場合には、他の工場立地に比較して雇用創出等の効果は小さく、施設自体には立地点確保に際してのインセンティヴに欠けること、③発電施設で発生する電気は、多くの場合、地元ではなく工場地域や大都市に送られるものであること等から、立地点を確保する上で固有の困難さが伴うことがある。これらに対処するために電源三法交付金が最大限活用されてきた。

3 安全神話の意図的な創作(宣伝、研究費の支援)

広島・長崎の被ばく体験のある我が国においては、原子力開発を推進するにあたり、その安全性を宣伝することが非常に重要であった。そのため、本、映画、テレビ番組、雑誌、ビデオなどの視聴覚資材をフルに活用し、宣伝に当たった。

被告国は、被告東京電力を含む電力会社、及び電事連と共に、原子力推進体制の広報を熱心に行い、原子力賛成の世論を形成することに腐心していた。2005〔平成17〕年10月14日閣議決定された原子力政策大綱には「原子力発電に対する国民の理解を深めるために、国、事業者等は・・(中略)・・多面的な理解促進活動を引き続き行っていくべきである。」とあり、また、これを受けて2006〔平成18年〕6月に策定された原子力立国計画には「きめ細かい広聴・広報」との記載があり、このことはその現れである。

2011 [平成23] 年5月13日の参議院予算委員会において、被告東京電力

の清水正隆社長(当時)は、被告東京電力一社で広告宣伝費として年間約90億円、 政界との交際費として約20億円を用いたことを明らかにしている。

4 電力自由化への対抗

電力自由化の問題が生じたときには、長年「国策民営」として通産省(経済産業省)に協力した電力会社あるいは電事連が、同省に対して電力自由化政策のストップを求め、あくまでも「国策民営」の立場の堅持を求めた。結局、電力会社らの求めに応える形で2002[平成14]年にエネルギー政策基本法が制定され、同法において、市場原理の活用(電力自由化)は安定供給に劣後することが明記された。同年末には総合資源エネルギー調査会が発送電一体の存続を答申したことによって電力自由化問題は沈静化し、核燃料サイクルを含めた原子力開発利用が引き続き国策として推進されることとなった。

5 被告国も自認している国策民営

個々の原子力発電事業自体は、法律の形式上は、被告東京電力等の電力会社の活動として行われてきたが、その実態は、2012〔平成24〕年9月14日に国のエネルギー・環境会議において決定された「革新的エネルギー・環境戦略」の中で「原子力事業体制」が「国策民営の下で進められてきた」とされているように、被告国の国策を実現するために、実際の発電事業を民間会社に行わせたものである。

6 まとめ

以上のとおり、被告国は原発推進政策を主導し、福島第一原発の稼働等も、国策 として行われてきた。

第2 国と電力会社とのなれ合いと対策の不備・怠慢

1 電力会社が国の原子力政策に及ぼす影響力

電力会社は、「国策民営」として商用発電用原子炉の建設・運営事業を遂行した。 その中には、再処理事業の如く、明らかに経済合理性を欠くものも含まれていたが、 「総括原価方式」の恩恵によって、電力会社は事業コストをすべて電気料金に転嫁 して損失補填するのみならず,一定の利潤まで確保することができた。国策に協力 する見返りとして,政府の手厚い庇護を受けて安定した事業を進めることができた のである。

また,電力会社及び電事連は,国策に従うだけの存在ではなく,「原子力ムラ」 の中核構成員として,原子力政策の意思形成過程そのものに大きな影響力を行使す るようになった。

このように、被告東京電力を含む電力会社は、国策に協力する見返りとして被告 国による庇護の下で利潤を得ながら、「原子力ムラ」の中核構成員として原子力政 策の意思形成過程そのものに大きな影響力を行使していたものである。

2 電気事業者と規制当局との関係 (「虜(とりこ)」の構造)

平成10年ころから始まった安全委員会における旧指針の改定作業にあたり、電気事業者は、既設の原子力発電所への影響や訴訟への配慮が必要との認識から、公開審議に向けて耐震設計審査指針の原案作りを周到に準備してきた。また、公開の場である耐震指針検討分科会での審議開始後も、原子力安全協会等の非公開の会議を通じて委員間の調整が行われ、また電気事業者の意見は特定の委員を通じて分科会に提示された。この中で、電気事業者は、規制当局に対し、新指針では、バックフィットではなくバックチェックとすることと、バックチェックには3年程度の猶予期間を設けることを要望し続けたのである。

例えば、2004年〔平成16〕年5月に、安全委員会事務局は、指針改訂に伴う新規施設及び既存施設の耐震安全性に関する評価、確認方針等を記載したメモを作成し、保安院及び電気事業者に提示してその意向を伝えた。これに対して、電事連は、同年6月2日に「耐震設計審査指針改定に係る見解ペーパー案に対する意見」を安全委員会事務局に提示し、その中で、バックチェックに関して、「見解ペーパーでは、改定指針に基づくバックチェックを既設炉に対して早急に実施すべきとの方向性に読める。したがって、現行指針の妥当性について記載を追加するとともに、バックチェックについてはある程度の猶予期間をもって要請する旨の文書にして

いただきたい。・・・・『既設炉について記-1,2を可能な限り準用した形で適用することが重要である』としているが、『準用』は新指針に基づくバックフィットを求めていくことと同義に読める。この場合、現行プラントの耐震安全性が不十分との主張に発展しやすく、建設(運転)差止訴訟に与える影響が大きい」との意見を示した。このような形で、電事連から安全委員会に対して、バックフィットではなくバックチェックとすることと、バックチェックに一定の猶予期間を設けることが要望されたのである。

また、電事連は、「耐震設計審査指針改訂にあたっての原子炉施設における対応について」をまとめ、保安院原子力安全審査課及び安全委員会事務局と協議を行っているが、その際も「今回の改訂では、一部の既設プラントでは対応措置(耐震裕度向上工事等)が必要となる見込みであり、・・バックチェックには、地震動評価に長期間要するなどの事情があり、対応措置実施を含めて、相応の期間が必要であるが、運転を継続しつつ計画的に実施していきたい。・・・国には、指針改訂の位置づけや既設プラントへの扱いを明確に示し、①現行指針に基づき設計された既設プラントの耐震安全性を否定するものではないこと、②既設プラントのバックチェックと対応措置について適切な猶予期間を確保すること、などを要望」した。

これに対して、保安院原子力安全審査課も、2006 [平成18] 年3月に『耐震設計審査指針改訂に当たって原子力安全委員会から表明して戴きたい事項』をまとめて安全委員会に申し入れを行った。内容は、以下のとおりおおむね電気事業者の要望に沿ったものとなっていた。すなわち、「今回の指針改訂は、一層の耐震安全性及び信頼性の向上を目指したものであり、現在の科学水準に照らしても従来の指針に災害上防止を図る上で不合理な点がないことには変わりはなく、したがって従来の指針に基づき、これに適合するとされた原子力施設の耐震安全性を何ら否定するものではないこと・・・既設の発電用原子炉施設についての改訂後の指針に照らした耐震安全性の確認は、原子炉等規制法、電気事業法に基づく義務的なものではなく、また相応の時間を要することを考慮し、一定の合理的な期間内に行われる

ことが適当であること」などであった。

このような経緯の中で、安全委員会は、2006 [平成18] 年9月19日に「発電用原子炉に関する耐震設計審査指針」等を改訂することを決定したが、「(既設の施設の耐震安全性の確認は)あくまでも法令に基づく規制行為の外側」と整理された。すなわち、改訂された指針の用途や規制制度上の位置付け等に関連して、現行法令上いわゆるバックフィットについての規定が存在しないという状況を踏まえ、「(改訂された指針類は)今後の安全審査等に用いることを第一義的な目的としており、指針類の改訂がなされたからといって、(そのこと自体をもって直ちに)既設の原子力施設の耐震設計方針に関する安全審査のやり直しを必要とするものでもなければ、個別の原子力施設の設置許可又は各種の事業許可等を無効とするものでもなければ、個別の原子力施設の設置許可又は各種の事業許可等を無効とするものでもない」と整理した。また、その理由について、「原子炉等規制法では新たな安全基準等の遡及適用に関する規定が存在しておらず、また、そもそも安全委員会が策定する指針類の法的位置付けがなされておらず、したがって指針類の改訂そのものが法令上の判断基準(設置許可等の基準)の変更に当たるとまではいえないことから、(既設の施設の耐震安全性の確認は)あくまでも法令に基づく規制行為の外側 (に位置付けられるべきもの)」としたのである。

結局,以上のような経緯で,新指針ではバックフィットではなくバックチェック とし,バックチェックに一定の猶予期間を設けてほしいといった電気事業者の要望 は満たされることとなった。

このように、規制当局と電気事業者との関係において、規制する側と規制される側であるのにもかかわらず、逆転現象が生じ、規制当局として必要な独立性及び透明性が確保されることなく、規制当局は電力事業者の虜(とりこ)となり、原子力安全についての監視・監督機能が失われていった。

しかも、このような「虜(とりこ)」の関係は、被告国と被告東京電力との間で、 随所に認められた(以上につき、国会事故調451頁以下)。

3 保安院による防災強化への反対

安全委員会は、スリーマイル島原子力発電所の事故を契機として、原子力災害特有の事象に着目し、原子力発電所等の周辺における防災活動をより円滑に実施できるよう技術的、専門的事項について検討を行い、1980[昭和55]年6月に「原子力施設等の防災対策について」(以下「防災指針」という。)をとりまとめた。以後数年に1度の割合で改訂が重ねられてきた。

2002 [平成14] 年, IAEAは, 重大事故に対応する新たな防災対策として, 住民の放射線被ばくを最小限に抑えるために, 原子力発電所の半径3から5キロメートル圏内を予防防護被措置区域(PAZ), 30キロメートル圏内を緊急防護区域(UPZ)に設定して, 放射線量に応じて避難や屋内退避などの被ばくの低減策を求めるための基準を設けた。欧米の多くの原発立地国は,この国際基準を導入した。

安全委員会は、2006〔平成18年〕年、防災指針の見直しに着手し、この国際基準を導入しようとしたが、保安院はこの導入に強く反対した。保安院原子力防災課が作成した「原安委事務局管理環境課御中」宛ての2006年6月15日付「防災指針の検討に対する意見」には、「当院としては、今回IAEAにおいてGS-G-2.1として正式文書に了承されたことにより、必ずしも我が国の防災指針を見直すことにはならず、また、我が国の防災対策の現状に特に問題点が見いだされない状況のため、原子力防災行政に責任を有する立場から、当該指針の考え方(予防的措置範囲【PAZ】、緊急防護措置計画範囲【UPZ】)を自動的に導入しようとすること等は、むしろ、立地地域を混乱させるおそれがあることから、我が国の防災指針を見直すべきではないとの考えである。」、「(略)このような当院の認識を十分確認せず、防災指針の見直しについてワーキンググループにおいて検討を始めたことに対し、改めて抗議する」、「防災行政に責任をもつ当院の意見、考え方を十分に確認せず、一方的に防災指針について改訂の検討を開始したことは、貴課の不注意と言わざるを得ず、誠に潰憾である。」と記載されている。

これに関する新聞報道によれば、当時の広瀬研吉保安院長(現・内閣府参与)が、

強化に着手した原子力安全委員会の委員に対して、「臨界事故(茨城県東海村、99年)を受けてせっかく防災体制がまとまった。なぜ寝た子を起こすんだ。」と厳しい口調で批判したとのことである(毎日新聞2012〔平成24〕年3月17日朝刊)。

保安院は、その後も安全委員会に対して文書や電子メールで導入の凍結を再三要求し、結果的に導入は見送られることとなった。

防災対策に関わる指針の改訂に際しては、現状のままで良いとし、国際基準の導入を強く拒絶した保安院の対応は、同院の防災対策に関わる姿勢、すなわち被告国が、原子力発電所事故が生じた場合の被害の最小化を最優先としないものであることを如実に示している。

第3 まとめ

以上のとおり、わが国の原子力事業は、被告国及び被告東京電力を含む電力会社 の相互の強力な連携関係のもと、一体となって推し進められてきた。福島第一原発 も、こうした被告国と被告東京電力との強力な連携関係の一環の中で、被告東京電 力において、設置・運転されてきたのである。

被告国と被告東京電力の行為は、結果の発生に対して社会通念上全体として一体の行為と認められる程度の一体性を有しており、関連共同性があることは明らかである。

以上のことから、被告国は国家賠償法上の責任を、被告東京電力は民法上の不法 行為責任をそれぞれ負うところ、被告国と被告東京電力の行為には民法719条1 項前段が定める「共同」の関係があるから共同不法行為が成立し、被告らは、各原 告に対して連帯して損害賠償責任を負担する。

第7章 本件事故と損害との因果関係

第1 避難指示等に基づく避難(区域内避難者)

避難指示等に基づき避難した原告らについては、本件事故の発生により、原災法及 び災対法に基づく指示を受けて避難を余儀なくされ、その結果、損害を被ったのであ るから、本件事故と損害の発生との間に因果関係があることは当然である。

第2 避難指示等に基づかない避難(区域外避難者)

1 因果関係の考え方

いわゆる区域外避難者,すなわち,避難指示に基づかずに避難を行った原告らに 生じた損害については,当該避難行為に社会的相当性が認められるか否かを,まず 判断すべきである。そして,当該避難行為,及び避難の継続に社会的相当性が認め られる場合には,原告らに生じた損害は,本件事故と因果関係がある損害として, 被告らが賠償義務を負う。

ここで念頭に置くべきことは、その社会的相当性の判断は、放射線被害が現実に 生じるか否かの科学的論争ではないということである。当該避難行為に相当性が認 められるか否かは、避難当時の諸事情を踏まえて、社会通念に基づいて判断すべき ものである。

2 放射線被ばくについて

そもそも、原告らが避難したのは、放射線被ばくを回避するためである。以下では、避難の前提となる放射線被ばくの人体影響についての知見を述べる。

(1) 放射線被ばくの人体影響

ア 直接作用・間接作用

放射線に被ばくすると、まず、細胞内のタンパク質や核酸(DNAやRNAなど)が電離や励起という現象を起こして破壊され、細胞が損傷する。これを放射線の直接作用という。

また、放射線被ばくにより、原子や分子の化学的結合が切れて遊離基が生成する。この遊離基をフリーラジカルともいう。人体に放射線が入ったときには、人体の主成分である水分子が変化したOH基、H基、または水和電子が多い。これらのフリーラジカルが細胞内のタンパク質や核酸と反応して細胞が損傷される。これを放射線の間接作用という。

こうした放射線の作用により細胞が損傷された場合,細胞が修復酵素によって修復されなかったときには,損傷した細胞が拡大し,放射線障害として発現するといわれている。その仕組みは未だ十分に解明されていない。

イ 確定的影響・確率的影響

細胞分裂の活発な細胞再生系の増殖細胞が放射線によって損傷した場合、細胞の修復酵素によっても修復されず、それが致命的な場合、増殖細胞は細胞分裂能力を失うことになる。そして、臓器や組織の機能が喪失するほど大量の細胞が失われ、それが正常な細胞の増殖によっても補うことができない場合には、臓器や組織の傷害は回復不能なものとなる。これを確定的影響という。

これに対し、細胞が損傷を受けたがその損傷が致命的でもなく、そうかといって修復も十分でもなかった場合、その細胞が増殖能力を有するときには、がん細胞化することがある。ただし、その仕組みは十分に解明されていない。こうして、被ばく線量の増加によって症状の重篤度が増加するわけではないが、発生確率は増加するものが確率的影響である。この確率的影響について、ICRPなどの国際機関は、「この線量以下では放射線を原因として症状が起きない」というしきい値は存在しないという見解(LNTモデル)を前提として勧告を行っている。

ウ 急性障害と晩発的障害

一度に多量の放射線に被ばくすると、照射後数時間から数日の潜伏期間を経 て、急性放射線症等の症状が現われる。これを急性障害という。

しかし、これらの急性症状が回復しても、年が経つにつれていろいろの障害

が現われることがある。また、被ばく線量が少量であっても、長い年月の後に 障害が現われることがある。このように数ヶ月以上の潜伏期間を持つ影響を晩 発性影響という。晩発性影響の例としては、白血病、皮膚がんなどの悪性腫瘍 の誘発、白内障、寿命の短縮などが知られている。

ここにおいて重要なのは、被ばく後、長期間を経て発症するがんなどが確率 的影響に分類され、低線量被ばく者の発がんであっても放射線被ばくの影響を 無視できないことである。

(2) 放射線被ばくの態様

ア 被ばくと距離

放射線の強さは、発生源(線源)からの距離の2乗に反比例する。逆に、線源から近ければ近いほど、距離の2乗に比例して強い影響を与える。

イ 外部被ばく

本件事故で大量の放射線物質が大気中に放出されたことは紛れもない事実である。そして、多くの避難住民は外部被ばくした。

外部被ばくとは、放射線物質が身体の外にあることを前提に、これから発せ られる放射線を浴びることをいう。

ウ 内部被ばく

多くの避難住民は外部被ばくのみならず、内部被ばくにもあった。内部被ばくとは、体内に取り込まれた放射性物質による被ばくをいう。放射線物質が人体内に進入する経路としては、①放射化した飲食物や放射性物質が付着した飲食物を摂取する(経口摂取)、②空気中に浮遊している放射性物質を吸引して摂取する(吸入摂取)、③皮膚や傷口を通して直接人体内に入り込む(経皮摂取)、という3つの経路がある。

内部被ばくは放射線物質が体内に存在する限り続く。また、体内に取り込まれた放射性物質は、核種によって集積しやすい組織や臓器がある。例えば、放射性ヨウ素は血中に移行し、甲状腺に蓄積され、甲状腺がんを発生させる可能

性がある。放射性セシウムは、筋肉や生殖腺に吸収されやすい。このように、 放射線は、外部被ばくのみならず、内部被ばくによっても人体に多大な影響を 及ぼす。

(3) 低線量被ばく及び内部被ばくの危険性

放射線の晩発的影響の歴然たる事実や内部被ばくのメカニズムに鑑みても,低 線量被ばくの影響や内部被ばくの影響を過少評価することはできない。

また、例えば、いわゆるホットスポットとその周辺の近接地点では空間線量に 大きな違いが存するし、食物連鎖によって放射性物質が高濃度に蓄積されること などに鑑みても、一定地点の空間線量を計測したに過ぎない測定結果なるものは 単なる目安に過ぎず、その結果のみで安全性があると結論付けることはできない のである。

3 避難行為の社会的相当性

(1) LNTモデルからみた避難の相当性

前述のとおり、ICRPは、上記知見に従い、放射線防護の観点から、放射線被ばくによる影響(がんなどの晩発影響や遺伝的影響)には「この数値以下なら安全である」というしきい値がないという見解(LNTモデル)に基づいて勧告を行っている。国内法上の規制も基本的に同見解に則って定められており、LNTモデルには相当の社会的通用力がある。

このようなLNTモデルの社会的通用力に照らせば、原告らにおいて放射線被ばくを回避するためにいわゆる区域外から避難したことには、社会的に見て相当性がある。

(2) 政府に対する不安感や不信感を抱くことの合理性

また,区域外から避難した原告らが,避難指示がないにもかかわらず自らの判断で避難した背景には,以下述べるとおり,本件事故に関する政府による対応への種々の不安感や不信感があった。区域外住民がこのような不安感などを抱くことは十分に了解可能であり,避難の動機となったことにも社会的に見て合理性が

ある。

ア 指示変遷や区域設定に具体的根拠がないことへの不安感・不信感

まず,本件事故当日,緊急事態宣言後も2時間以上にわたって政府からの避難指示がなく(その間に福島県が独自に避難指示を出した。以下,指示や区域設定の主体は「政府」として表現することとする),ようやく政府から出された福島第一原発の半径3キロメートル圏内の住民等に対する避難指示も,距離設定に関する具体的根拠,避難を必要とする具体的理由の説明を伴わないものであった。

その後も政府は、同心円状に避難範囲の拡大指示や、屋内退避指示を出すなど指示内容を変遷させるも、その根拠については「念のため」、「万全を期す」、「直ちに人体に影響を与えるような数値ではない」などの抽象的表現を繰り返すばかりで、距離設定に関する具体的根拠は示さないままであった。

2011 [平成23] 年4月11日,政府は、計画的避難区域設定の考え方を公表するにあたって、年間被ばく積算線量20ミリシーベルトという放射線量を用いた基準を初めて示した。しかし、20ミリシーベルトという数値は、ICRPが定める緊急時の介入の参考レベル内の数値であった(ただし、実効線量。国会事故調354、355頁参照)。にもかかわらず政府は、より低い数値を用いた安全基準との関係や、報道等によって社会的認知度も高まったLNTモデルを採用しなかった具体的理由や合理的根拠を明らかにしなかった。

被ばく積算線量の測定方法に関しても、政府は、内部被ばくを考慮せず、屋内外で被ばく量にも差異を設けた。しかし、屋内外における被ばく量の差異の有無、内部被ばくの影響についても政府と異なる見解が存在し、このことも報道等により社会的に認知されるようになった。にもかかわらず、政府は、政府基準と異なる見解を採用しない具体的根拠について明らかにしなかった。

そのため、国民の間に政府の指示や区域設定の正当性に対する不安感や不信 感が募った。

イ 放射線拡散予測地域への避難指示がなかったことへの不安感・不信感

また、具体的根拠の説明もないまま出された政府の避難指示範囲には、SP EEDIによる放射性物質拡散予測地域が含まれていなかった。しかし現実には、避難指示範囲を超える予測範囲に対しても、放射能汚染は及んでいた。

このような政府の拡散予測に反した避難指示の出し方や,実際に汚染地域が 避難指示範囲から漏れていたことも,避難指示や区域設定における具体的根拠 の説明の欠如と相まって,政府の避難指示や区域設定の正当性に対する国民の 不安感,不信感の原因となった。

ウ 情報不開示の疑念による不安感・不信感

しかも政府は、このようなSPEEDIの存在やシミュレーション状況を早期に公表していなかった。このことをはじめとする政府や保安院の情報開示姿勢も、「情報を隠蔽しようとしているのではないか」という不安感・不信感の原因となった。

エ 諸外国の対応との差による不安感・不信感

他方,諸外国は,日本政府の出す避難指示よりも広範な避難勧告,大使館機能の大阪移転,安定ヨウ素剤配布などの対応を行っていた。

例えば、アメリカ政府は、アメリカ政府職員の家族に対する自主的国外避難 勧告を行った。ドイツ政府は、被災地からの避難勧告、首都圏在留者に対する 出国を視野に入れた滞在検討を勧告し、大使館機能を大阪に移転させた。スイ ス政府も、東北地方及び首都圏からの避難勧告を出すとともに、大使館機能を 大阪に移転させた。イギリス政府は、北海道を除く東京以北からの避難検討を 勧告し、安定ヨウ素剤を配布した。フランス政府も、東北地方及び関東地方か らの避難を勧告し、安定ヨウ素剤を配布した。その他にも、カナダ、オースト ラリア、韓国、フィンランドなどの国々も日本政府よりも広範囲に避難勧告を 行った。

これらの事実も報道等により社会的に認知され, 日本政府の対応が不十分で

はないかという国民の不安感や不信感の要因となった(政府事故調295頁)。

(3) さらなる放射性物質拡散と被ばくを危惧して避難することの相当性

本件事故発生後,放射性物質の放出は継続し,また,放射線によって汚染された水の漏れや海への流出,放射線量上昇地域の発生,冷却機能の停止など多くの事象が生じ続けており,使用済核燃料の入った4号機の使用済核燃料プール破損の危険性も指摘されるなど,さらなる放射性物質拡散の拡大可能性は,継続したままである。

このような福島第一原発の状況に鑑みれば、さらなる被ばくを懸念して、避難に及ぶことも相当である。

(4)避難を継続することの相当性

上記(3)で述べた事情は、避難者が帰還できない理由ともなっている。

また,放射性物質の半減期の長さに照らせば,一度汚染された地域へ帰還する ことが長期間困難であることは当然である。

加えて、一度避難した者にとって、政府からの補償による帰還後の生活の裏付けもないままに帰還することはあまりにも過酷である。

これらの事情に照らせば、避難者において避難を継続することにも、社会的に みて相当性がある。

4 まとめ - 区域外からの避難行為とその継続に社会的相当性があること

以上のとおり、避難者は放射線被ばくを回避するために避難したものであるところ、その避難行為は、社会的にみて相当の信用性や通用力のあるLNTモデルに照らして相当である。

しかも、避難行為の背景には、政府に対する不安感・不信感が募り、指示範囲も 不十分ではないかという区域外住民の不安感などがあったことに照らせば、避難指 示なく避難に及んだとしても相当である。

そして,福島第一原発の状況よりさらなる被ばくを懸念して避難することも相当 である。 これらの事情に鑑みれば、区域外避難者が避難行為に及んだことには、社会的相当性が認められる。

また、本件事故が収束していないこと、半減期は長期に及び放射能汚染は長期間継続すること、政府からの補償なくして帰還することは困難であることなどの事情に照らせば、避難者が帰還できないことにも社会的な相当性がある。

したがって, 区域外避難者たる原告らに生じた損害と本件事故との間にも因果関係が認められる。

第3 区域外の滞在者

区域外から避難することに社会的相当性がある以上,避難せずに留まる者に生じ た損害についても,社会的な許容限度を超えるといえる。

したがって、避難せずに滞在する原告に生じた損害についても、被告らは賠償する責任がある。

第8章 原告らの損害

第1 被害の実態

1 はじめに

本件事故による被害は、人々の性別、年齢、家族構成、職業、ライフスタイル等によって多種多様であり、被害実態を正確に把握するためには、原告らに限ることなく被害者の個々の被害について目を向けることが不可欠である。

ここでは、被害の実態について述べる。

2 被害の特色

本件事故の被害には以下のような特色がある。

(1)被害の広範性

まず、「第1章 第4 1 放射性物質の拡散」で述べたとおり、本件事故は、極めて広範に放射性物質を拡散させた。

そして、「第1章 第4 3 避難の実情」のとおり、統計上判明しているだけでも全国で30万人以上の避難者を生じさせた。

(2)被害の継続性

本件事故によりいったん大気中に拡散した放射性物質は、降雨などによって土 壌や海洋等に降下し、循環を繰り返しながら蓄積し、その半減期の長さから、将 来長期にわたって残り続ける。

放射性物質が残存する状況の中、帰還や生活再建の目途さえ立たず、被ばくに対する恐怖・不安や長引く避難生活で精神的に追い込まれ、経済的に困窮している避難者が、今もなお多数存在する。

また、世帯の一部を避難させ、仕事等の理由で避難せずに留まる者もおり、家 族と離れ離れとなって自由な交流もできないなかで、被ばくの不安や恐怖に直面 した孤独な生活を続けている。

(3) 放射線による健康被害に対する永続的恐怖

さらに、被害者は、本件事故によって、予測もつかない、放射線被ばくによる 健康被害のおそれを抱えて生きていくこととなった。

低線量被ばくや内部被ばくによる健康への影響については、前述のLNTモデルが、報道等によって社会的にも認知されており、放射能汚染地域の住民が健康への影響を懸念することは当然である。

目にも見えず、においもない放射線に、自分や家族がどの程度被ばくしたのか、 そしてどの程度被ばくすれば健康被害が出るのかも分からず、被害者は、生涯に わたって、「被ばくによる健康被害がいつか出るのではないか」という恐怖や不 安を抱えたまま生き続けなければならない。

しかも、避難しないで留まる者は、本件事故による汚染水の流出などが連日報 道されるなかで、今なお被ばくし続けているという不安を抱え、日々の生活を送 らなければならない。

(4) 本件事故前の社会生活関係からの分断

さらに、本件事故により、被害者は、個々人が築き上げてきた人間関係、地位、 財産、習慣、住み慣れた土地、思い出など、様々な関係から分断された。

一度分断されたこれらの関係を回復することは不可能であり、被害者は、その 生活を根本から狂わされ、その喪失感や孤独感は計り知れない。

(5) 複合する被害

上記のような被害者の精神的負担,経済的困窮,放射線被ばくへの永続的恐怖, 様々な関係からの分断といった被害は,複合的に絡み合って,被害者の日常生活 に甚大な影響を及ぼしている。

3 苦しみながらの避難

(1) 混乱の中での避難

2011 [平成23] 年3月11日19時03分に政府によって原子力緊急事態宣言が出されたものの、その情報は十分に伝わらず、多くの人は放射性物質の 飛散する地域に居住しながら、本件事故が発生しているということに気付いてい なかった。

避難者の中には、とにかく避難したほうがよいという情報だけを頼りに、状況 を把握できないまま、避難指示とは無関係に避難を始めた者も少なくなかった。

避難指示を聞いて避難を始めた者であっても、本件事故による避難であることが伝わっておらず、結局、避難者は、お互いメールなどで情報交換しながら、なぜ避難しなければならないのか、どこに避難すればよいのか、いつ戻れるようになるのかもまるで分からないまま、貴重品も持たずに、とにかく着の身着のまま、混乱の中での避難を余儀なくされた。

(2) 悩みぬいた末の避難

また,区域外避難者の多くは,考え抜いた末,苦渋の決断として,避難に及んだ。

彼らは、被ばくによる健康への影響についてさまざまな情報が飛び交い、被告国や被告東京電力からの情報も信じられない中、仕事や学校など様々な場面で築いてきた人間関係、住み慣れた地域や故郷を失ってでも、あるいは、父親と母子が離れ離れになる二重生活を覚悟してでも、被ばくを避けたいという思いから、悩みぬいた末に避難を決断した。

(3) 留まることへの葛藤・苦しみ

被害者の中には、家族を支えるために仕事を続けなければならないなどの理由で、家族のみを避難させ、自らは留まる決断をした者もいる。

彼らは、家族を被ばくから少しでも守りたい、できることなら家族全員で避難 したいという葛藤の中、家族の生活のために仕事を辞めるわけにはいかず、自ら は被ばくにさらされながら、家族と離れて暮らすという苦渋の決断を強いられた。

4 放射線被ばくに対する生涯の不安

(1) 消えることのない被ばくに対する避難者の恐怖・不安

避難者は、避難したからといって放射線被ばくによる影響への不安が消えるわけではない。「自分や子どもにいつか健康被害が出るのではないか」、「今後、甲

状腺がんなどになるのではないか」などの不安を抱えながら日々過ごしている。 とりわけ、子どもや胎児を抱える親の不安は大きい。

2012 [平成24] 年3月から7月にかけて大阪弁護士会災害復興支援委員会が実施した「大阪府下への避難生活等に関する聞き取り調査」(以下「大阪弁護士会聞き取り調査」という。)によっても、

「自分が(被ばくにより)病気になってしまうのではないかという恐怖がある。」

「3月14日から16日にかけて子どもを外で遊ばせてしまった。報道では、 大きな問題には発展しないという雰囲気であり、大丈夫かなぁと思っていた。 風が強く、砂埃が舞っており、当時、どれだけの被ばくをしてしまったのか 考えただけでも恐ろしい。」

と,放射線被ばくや健康被害に対する恐怖や不安,子どもを被ばくさせてしまったかもしれないという自責の念の声が聞かれた。

(2) より大きな滞在者の恐怖や不安

このような恐怖や不安は、今もなお被ばくを続けている滞在者にとっては、より大きなものといえる。

しかし、後述のとおり、被ばくへの恐怖や不安を滞在地域で口にすることは、 滞在者にとって極めて難しい状況となっている。

(3) 恐怖や不安は生涯にわたること

そして,このような恐怖や不安は一時的なものではなく,被害者は生涯にわたって,このような恐怖や不安を抱えて生きていかなければならない。

5 本件事故前に築いた生活基盤の崩壊

(1) 仕事の喪失

避難者は、避難に伴って、それまでの仕事を失い、その生活基盤を崩壊された。 避難者の中には、本件事故から約2年6か月が経過してもなお、帰還の見込みは たたず、避難先で就業すべきなのか、避難元での仕事に戻るべきなのかを決する ことができず、生活再建の目途を立てることができない者もいる。

(2) 生活費の増加と経済的困窮

また, それまでの就労関係から分断された避難生活に伴って, 生活費なども増加し, 経済的に困窮する被害者も多い。

着の身着のままの避難、最小限の荷物しか持ち出せない中での避難を強いられた者や、父親は避難元に残って母子が避難するという二重生活を選択せざるを得なかった者は、避難先で生活をしていくために家電や家具、自動車や自転車などを新たに購入して、生活環境を整えなければならない。

また、避難元に残してきた住居の住宅ローンを支払い続けている避難者もいれば、家族が別々に暮らすことによって家賃をはじめとする二重の生活費に苦しむ者もいる。公営住宅の無償提供の終了によって、住居費の増加が迫っている避難者もいる。

日々の生活費でも、物価の違いによる生活費増加はもちろん、本件事故以前には、米や野菜などの農作物を作り、交換しあうなどしていた者が、避難後、すべての食品を購入せざるを得なくなったことなどの事情による生活費増加もある。このような生活費などの増加のため、多くの避難者が、これまでの預貯金を切り崩しての生活を余儀なくされている。

(3) 避難者に生じた喪失感

避難者にとって、仕事を失ったということは、収入を失うという財産的な損害 にとどまるものではない。

自らがやりがいや誇りを持って行っていた仕事を奪われたこと、それを再開することの難しさ、就労先における人間関係からの分断などによって避難者が受けている喪失感は計りしれない。農業のように土地に密着した職業を想起すれば、その喪失感の大きさは容易に想起されるであろう。

6 被害者の分断

(1) 線引きによる区域内外の分断

国による「区域」の設定は、前述のとおり、明確な根拠や説明なく設定されたものにすぎず、損害賠償基準や公的支援基準を判断する指標にはなりえない。

しかし、被告国や被告東京電力は、区域内外で「線引き」し、賠償基準や公的 支援内容(住宅支援、医療費の免除、義援金の分配、避難先での行政サービスの 有無等)に差を設けた。

この線引きは、区域外住民と区域内住民との不公平感を生み、区域内住民と区域外住民とを対立させ、分断をもたらした。

(2) 区域外住民相互間の軋轢や緊張関係

また、区域の線引きは、区域外住民の相互に、軋轢や緊張関係を生み出した。例えば、区域外避難者は、避難元に留まる家族や地域住民から、「国が大丈夫と言っているのになぜ避難しているのか」、「故郷を捨てる気か」などと非難を浴び、避難に伴う被害を「自己責任」であるかのように責められることがある。あるいは、「あなたはいいわね。避難ができて。」、「なぜ逃げた人の方が東京電力からたくさんもらうのか、残っている人の方が被ばくを我慢しているのに。」などと言われることがある。このように、区域外では、避難者と滞在者との間に軋轢が生じ、避難者の孤独感が強まっている。

また、区域外の滞在者の間にも、「放射線の不安を口にすることはできない」という緊張関係が生じている。こうした状況下で区域外に留まる者は、放射能のことを口にせず被ばくから目を背け、その恐怖と不安を互いに誤魔化しながら暮らしている。このような緊張関係の中で、家族を避難させて滞在する被害者は、壮絶な孤独感を抱えて生活している。

(3) 家族の分断

さらに, 軋轢や緊張関係, 分断は, コミュニティの最小単位である家族の中で さえも生じている。

避難行為以前の場面では、避難すべきかどうかの意見が家族間で対立し、本件 事故前は円満だった関係に亀裂が生じた者がいる。 避難に際しても、家族全員で避難したくても、父親が仕事の関係などで避難元 に留まらざるを得ないなど、家族全員で避難することができずに離ればなれにな った家族もいる。

避難後も、離ればなれとなった家族の多くが、距離的問題や経済的理由のため、会うことすらままならず、家族の交流が奪われている。そして、離ればなれの生活が長期化して家族が精神的に追い詰められていく中、放射線への危機意識の違いが表面化したり、離ればなれの避難生活を続けるべきかの意見が衝突したりすることによって、家族間の新たな対立が生まれ、離婚問題にまで発展する事態も生じている。家族全員で避難できた被害者でも、避難生活の長期化により、経済的精神的不安から避難を続けるべきかどうかの意見対立が生じている例もある。

7 多くを失った中での避難生活・滞在生活の不安や孤独

(1) 避難者の生活

避難者は、本件事故まで、住み慣れた土地で、地域内、職場内、学校内などの様々な場面で人間関係や地位、財産などを築いてきた。また、自然豊かな環境の中で、家庭菜園や畑で野菜を作って親類や友人と交換し合うといった、地域の風土や慣習の中で、多くの思い出を築いて生きてきた。

しかし、本件事故によって、避難者はこれらの多くを失った。

避難者は、住み慣れた土地から離れざるを得なくなった。人間関係を失い、職や財産を失い、将来の展望、地域社会との交流、馴染みある風土や慣習の中での生活を失った。家族が離ればなれとなってしまった者もいれば、住み慣れた故郷で人生を全うしたいというささやかな願いまで奪われた者もいる。

そして, 先に述べた放射線被害への不安, 生活基盤への崩壊, 被害者間の分断の中で, 不安や孤独を抱えながら生活している。

大阪弁護士会聞き取り調査でも、母子で避難した母親から、

「子どもと二人きりで自分が病気になったときにどうなるのだろうかと思ってしまう。子どもと餓死してしまうのではと不安になったりする」

といった切実な声があがっている。

しかも、このような孤独感は、避難先における人間関係によっても深まっている。例えば、放射線による健康被害、食品の安全等に対する避難先の住民との危機意識の差によって生まれることもある。あるいは、被告東京電力から賠償を受けたことで「働かずに金だけもらっている」という謂われのない偏見を受けたり、福島出身であることを理由に子どもがいじめられることなどを恐れ、避難者であることを言い出せずに孤独感を深めている者もいる。

(2) 滞在者の生活

避難せず留まる者もまた、多くのものを失った。

避難した者との関係が失われたことはもちろん、滞在者相互にも軋轢や緊張が 生まれ、本件事故発生前の人間関係は失われてしまった。

放射線被ばくのない当たり前の平穏も奪われ、職や地位、財産、野菜を交換するなどの風土や慣習を奪われた者もいる。

滞在者は多くを失った中、放射線による不安から目を背け、ごまかしながら生きている。

その中で、家族を避難させて留まる者は、家族と離ればなれの孤独感や経済的 不安などを抱えながら、家族全員で暮らせる見通しもないままに、放射能の不安 を口に出せない滞在地域で、肩身の狭い思いで滞在生活を送っている。

8 子どもたちの受けた被害

本件事故は、子どもたちにも、特有の被害を与えている。

子どもたちは、避難元においては、外で遊ぶことも制限され、服装も制限され、 学校でのプールも制限され、被ばくを意識しながらの行動を強いられた。

また、子どもたちは、避難に伴って、多感な時期に、学校の同級生や先輩、教職 員らをはじめとする人間関係から突然別離させられた。避難先においても、福島出 身であることを理由にからかわれたり、いじめられたりすることもある。本件事故 による環境の急激な変化による心身の不調を訴える子どももいる。 さらに、避難によって家族、多くは父親との別離を強いられた子どもは、家族間 の交流の機会までも奪われている。大阪弁護士会聞き取り調査では、

「(子どもが)子どもながらに父親と別々に暮らしていることについて気を遣っているようで,つらい」

「父親と離れて暮らしており、連休ぐらいしか子どもと父親は会えない」、

「幼い子どもは離れて暮らす夫になつかない」

などの声が聞かれており、家族の分断は子どもたちの心理状態や成長に深刻な影響 を与えている。

9 帰環への見通しが立たないこと

避難者が避難元への帰還を望んだとしても、避難元におけるインフラ整備が整わない場合は無論、そうでない場合であっても、安心して帰還することができる状況にはない。避難元の多くの地域では除染計画が遅れ、除染が行われた地域であっても、前述のとおり、福島第一原発からの放射性物質拡散が拡大する可能性もある。

しかも、避難先から帰還するということは、避難者にとって、苦しみながら何とか築いてきた新しい生活環境をまたしても失うことを意味している。しかも、新しい環境を失って帰還したとしても、帰還先での生活を維持できるだけの生活基盤は保障されていない。加えて、滞在者との軋轢の中で避難した者にとって、本件事故前のような人間関係を取り戻すことも不可能である。

このような事情により、避難者が帰還を願ったとしても、その多くにとって帰還は困難なのである。

10 まとめ

以上のとおり、本件事故は、広範囲にわたって多くの被害者を生み、彼らを精神 的・経済的に追い詰め、放射線被ばくによる健康被害に怯えながらの生活を強いて いる。

また,本件事故は,被害者から住み慣れた土地を奪い,仕事を奪い,地位や財産 を奪い,子どもの自由と就学環境を奪い,人間関係や家族の交流を奪った。また, 「区域」の線引きによって、被害者相互を分断した。

被害者は、本件事故発生と、それに続く「区域」の線引きによって様々なものを 失い、帰還の見通しも、家族全員の同居の見通しもたたないまま、恐怖や不安、喪 失感、孤独感を抱えながら、それぞれの避難生活や滞在生活を送っている。

このような被害は、それぞれが独立したものではなく、複合的に絡み合って、被害者の日常生活全般に深刻な影響を与えている。

第2 被侵害利益

前記のとおり、本件事故は、個々人が築き上げてきた人間関係、地位、財産、習慣や思い出等の様々な要素から、被害者を引き離し分断した。ここでは、本件事故前に被害者を取り巻いていたこれら様々な要素を、「社会生活関係」と呼ぶ。

本件事故によって分断された社会生活関係は、どのように避難生活、滞在生活を続けようと、二度と取り戻すことはできず、本件事故は、被害者から、それぞれの社会生活関係を基盤とした人生の発展可能性を回復不可能に奪った。

また、本件事故により、被害者は平穏な生活を奪われ、放射線被ばくによる将来の 健康被害に怯えることになった。

本件事故による被害は、広範かつ永続的で日常生活全般に及ぶものであって、居住 移転の自由、職業選択の自由、教育を受ける権利などの枠内にはとどまらない複合的 な人格権侵害として、憲法13条により認められる人格発達権、平穏生活権を侵害す るものである。

被害者は、これらの権利侵害によって、日常的かつ恒久的に、自由な人格発達阻害 と生活不穏との重畳被害に曝されて生きていかなければならず、その被害は極めて深 刻である。

第3 人格発達権

1 人格発達権とその法的根拠

そもそも,自らの選択に従って社会の様々な事物に触れ,人と接しコミュニケートすることは,人が人として生存するうえで決定的に重要なものである。

そして、その自己選択に従い築き上げた社会生活関係のもとで、さらなる自己選択を続けながら人格を発達させる機会を保障されて初めて、人生の発展可能性が確保されたといえる。このような人生の発展可能性を享受する自由は、人が生まれながらに持つ自由である。

このような自由が、それまでに築き上げてきた社会生活関係からの分断というか たちで、回復不可能なまでに阻害されたとき、その被害は、人の社会生活全般に、 かつ恒久的に及ぶ。

その被害は、居住場所や就業機会の制限という観点からみれば、居住・移転・職業選択の自由(憲法22条第1項)の侵害という側面が、同様に、財産権(憲法29条1項)、生存権(憲法25条1項)、教育を受ける権利(憲法26条1項)、労働権(憲法27条)、さらには子どもの権利条約6条2項、9条1項本文、24条、28条によって保障される各権利の侵害といった側面がある。

しかし、将来にわたる社会生活全般への被害は、これら各権利の侵害という枠内で的確に把握し得るものではない。その被害は、人が生来持つ自由な人生の発展可能性を奪うものとして、憲法13条を根拠とする人格発達権侵害として捉えなければならない。

2 ハンセン病国賠訴訟

ハンセン病国賠訴訟(熊本地裁平成13年5月11日判決)も、次のように、このような人格発達権が憲法13条によって保障されていることを判示している。

「憲法22条1項は、何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転の自由を有すると規定している。この居住・移転の自由は、経済的自由の一環をなすものであるとともに、奴隷的拘束等の禁止を定めた憲法18条よりも広い意味での人身の自由としての側面を持つ。のみならず、自己の選択するところに従い社会の様々な事物に触れ、人と接しコミュニケートすることは、人が人として

生存する上で決定的重要性を有することであって、居住・移転の自由は、これ に不可欠の前提というべきものである。」

「法の隔離規定によってもたらされる人権の制限は、居住・移転の自由という枠内で的確に把握し得るものではない。ハンセン病患者の隔離は、通常極めて長期間にわたるが、たとえ数年程度に終わる場合であっても、当該患者の人生に決定的に重大な影響を与える。ある者は、学業の中断を余儀なくされ、ある者は、職を失い、あるいは思い描いていた職業に就く機会を奪われ、ある者は、結婚し、家庭を築き、子どもを産み育てる機会を失い、あるいは家族との触れ合いの中で人生を送ることを著しく制限される。その影響の現れ方は、その患者ごとに様々であるが、いずれにしても、人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性が大きく損なわれるのであり、その人権の制限は、人としての社会生活全般にわたるものである。このような人権制限の実態は、単に居住・移転の自由の制限ということで正当には評価し尽くせず、より広く憲法13条に根拠を有する人格権そのものに対するものととらえるのが相当である。」

3 本件における人格発達権侵害

本件事故における被害者もまた、自己選択に従って様々な事物や人に接し、各人の社会生活関係を構築していく中で、人格を発達形成させてきた。そして、かかる社会生活関係は、個々の人格形成の重要な基盤となっていた。

しかし本件事故は、被害者をその社会生活関係から分断した。

社会生活関係からの分断は、被害者の生活における、住み慣れた居所や地域の喪失、就労環境と働く自由の喪失、学校生活環境の喪失、子どもらしく遊ぶ自由の喪失、家族の交流の喪失等をもたらした。

被害者が喪失したこれらのものは、本件事故発生以前の日常生活において、複合的に絡み合いながら、総じて、本件事故当時の個々の人格、いわば「その人らしさ」を発達形成させていた。これらの喪失は、「その人らしさ」の礎の喪失、つまり、

本件事故当時における人格形成の重要な基盤の喪失を意味している。これは,本件 事故当時における自己実現を侵害するものである。

のみならず、本件事故は、社会生活関係からの分断によって、被害者から、当該 社会生活関係のもとでさらなる自己選択を重ねて人格を発達させていく機会と自 由を失わせ、その関係上に存在した人生の発展可能性を回復不可能に奪った。

このような自己実現の侵害と将来にわたる人生の発展可能性の侵害は、単なる居住移転の自由や、職業選択の自由等の制限によって評価し尽くすことはできない。本件被害は、将来にわたる生活の中で日常的に多様な形で現れ、それぞれが複合的に絡み合って被害者の社会生活全般に影響し、その人生に重大な影響を与えるものであり、まさに人格発達権の侵害である。

第4 平穏生活権

1 平穏生活権とその法的根拠

人は、憲法13条を根拠とする人格権の一種として、平穏で安全な生活を営む権利、すなわち、平穏生活権を有する。

平穏生活権は、横田基地騒音訴訟(東京高裁昭和62年7月15日)において明示的に認められているところである。

仙台地裁平成4年2月28日判決も、「客観的には飲用・生活用水に適した質である質を確保できたとしても、それが一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当としない場合には、不快感等の精神的苦痛を味わうだけでなく、平穏な生活を営むことができなくなるというべきである。したがって、人格権の一種としての平穏生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利があると解される」と判示している。

2 本件における平穏生活権の侵害

本件における被害者は、避難元では、放射線に被ばくし、避難先においても、生

涯にわたって,放射線被害がいつどのような形で発現するかわからないという不安 に怯え続ける。

さらに被害者は、放射線被害の危惧を抱く住民相互における緊張関係や軋轢の中での不穏な生活を強いられ、避難先においても、生活に将来が見通せない不安、避難元への帰還に対する葛藤など、精神的に不穏な生活を日々強いられている。

このように、被害者は、放射線被害への不安のない平穏な生活を将来にわたって 奪われ、また、本件事故がなければ曝されることのなかった軋轢や緊張関係の中で 不穏な生活を強いられ、その平穏生活権を侵害された。

第5 損害の金銭的評価

1 本件訴訟で請求する損害額について

本件訴訟において,原告らが請求する損害額は,以下の考え方に基づき算出した ものである。

まず、損害をその性質に基づき、以下の3つに大きく分類する。

すなわち,①人格発達権侵害等の権利侵害に対応する慰謝料,②避難生活等に伴 う客観的損害一般,③不動産等の財物損害である。

① 人格発達権侵害等の権利侵害に対応する慰謝料

原告らが本件事故により被った人格発達権や平穏生活権等の複合的な人格権 侵害に対応するものとして、少なくともその精神的損害を填補し、また、個々の 財産的損害の填補も考慮したとしても賄いきれない事情をも斟酌するものとし て(補完的機能)、原告らには慰謝料の請求権が認められなければならない。そ して、原告らが有する慰謝料請求権の金額は、少なくとも一人当たり2000万 円を下らないものと評価することが相当である。

② 避難生活等に伴う客観的損害

原告らは、本件事故を原因として避難し、あるいは家族が分離して生活せざるを得ない状況に置かれたものであるから、このような避難生活等に伴って生じ

た積極的・消極的な財産的損害の賠償がなされなければならない。

ここに含まれる損害項目としては、避難の際の移動費用や長期の避難生活等に 伴う生活費増加分(避難先での家財道具購入費、食費増、携帯電話料金等の通信 費、世帯分離家族の二重生活に伴う生活費増加分、避難先での移動費用、転居に 要した費用等)、休業損害及び逸失利益等があげられる。

③ 財物損害

また,②と同様に原告らの中には、本件事故を原因として避難前に居住していた不動産や車両その他の財物損害を被った者がいる。

財物損害を被った原告については、現実に失われた当該財物の価値の賠償や具

体的状況に応じて合理的な範囲で支出された追加的費用(当該財物の修理に要した費用等)の賠償がなされなければならない。加えて、当該財物の喪失によって生活基盤が失われたと評価すべき場合には、生活基盤としての価値の回復のため、避難先(生活再建先)での再取得が可能となる金額の賠償がなされる必要がある。そして、これらのうち、個々の原告について発生した損害として、①及び②の損害項目についての合計額から直接請求やADRを通じて既に被告東京電力から受領済みの賠償金相当額を差し引き、さらに、その残額に対して、一部請求の考え方に基づき、各1500万円(または100万円)及び相当な弁護士費用を請求する。

また,③の財物損害を請求する者については、自らが被った財物損害の額から、 当該財物損害についての賠償として直接請求やADRを通じて受領済みの金額や 売却により得られた額等を差し引いた財物損害額を先の1500万円に加え、相当 な弁護士費用を付して請求する。

2 慰謝料(①) について

(1) 本件の慰謝料額についての基本的考え方

原告らが本件事故により広範かつ永続的で、社会生活の全般にわたる被害を被っていること、それらは複合的に絡み合った人格権侵害と評価できるものであって、憲法13条に基づく人格発達権や平穏生活権を侵害するものであることは、

既に、本章第1から第4において述べたとおりである。

損害賠償請求にあたっては、このような権利侵害についても、それにより原告 らの被った損害を具体的な金額として金銭的に評価しなければならず、それを、 慰謝料として請求こととなる。

そうである以上,本件についての慰謝料は,単に精神的・情緒的安定が失われたことを意味する精神的苦痛の慰謝のための金員にとどまるものではなく,少なくともそれを含みながら,より広く,精神的苦痛の慰謝や個々の財産的損害の填補によっては賄いきれない事情をも斟酌した人格権侵害等に見合うものとして算出される損害評価でなければならない。

(2) 原告らが極めて深刻な被害を被っていること

このように考えた場合、個々の原告らが有する慰謝料請求権の金額は、少なくとも2000万円を下らないものと評価すべきである。かかる高額の評価が妥当である根拠は、原告らが極めて深刻な被害を被っているという本件被害の特質に求められる。

既に述べたように、まず、本件の被害は、被害者を本件事故前の社会生活関係から分断し、その生活や人生設計を根本から狂わせ、それまでの日常を回復不可能なまでに喪失させるものであるとの特質を持つ。避難者はもとより、滞在している者も、住み慣れた土地やそれまで培ってきた人間関係、就労就学環境など貴重な社会生活関係から分断させられた。それは、生き甲斐や、生きることの意味自体を見失わせるものであり、その喪失感は余りにも大きい。

また、本件の被害は極めて長期にわたって継続するという特質も持つ。本件事故自体がおよそ収束したとは言えず、除染計画も進まない中、多くの避難者にとって避難元への帰還の見通しはたたないままである。また、滞在者は除染の進まぬ中、放射線被ばくを受け続ける生活に強い苦痛と不安を感じている。避難者にとっても、健康被害への不安という面においては、既に受けた放射線被ばくによる健康影響への恐怖・不安は生涯にわたる永続的なものとならざるを得ない。生

活面においても、健康面においても、先行きの見通しの持てない極めて長期間の 継続した不安にさらされている。

そして、このような深刻な被害が、本件事故が原告らと加害者たる被告らが互換することのない関係の中で、被告東京電力が行っていた営利事業の過程で起きていることも特質と言える。

原告らは、あまりにも大きな喪失感と、長期にわたって継続する苦難を抱えながら、再出発の見通しも立たない不安の中で生活することを余儀なくされており、このような人格権侵害に見合う慰謝料は、少なくとも2000万円を下らない金額をもって評価されなければならない。

(3)避難生活に伴う精神的苦痛の慰謝だけでも慰謝料額は1500万円を上回ると評価できること

2000万円以上との評価の妥当性は、次に述べるような比較からも裏付けられる。

すなわち、避難生活を送る原告らの居住場所は、本件事故直後の着のみ着のままでの避難の場合はもちろん、避難までに時間を要した場合であっても、土地勘にも乏しい地域において僅かな情報をもとに探しあてたものであり、その生活状況は従前の生活にはほど遠いものである。多くは、将来の見通しが立たず、先行きの不安を抱えながらの不安定な生活を強いられており、ここを生活の本拠として人生を積み上げようとする生活実感を持つことができないでいる。このような、長期かつ不安定、過酷な避難生活により、多くの避難者が体調にも変調を来している。

そこで、このような避難生活の状況は、それ自体、原告らに多大な精神的苦痛を生ぜしめるものであり、避難生活自体をもって慰謝料の発生根拠と評価しうるところ、避難生活は、本件事故以前の居住場所からの隔離を受けているという点で不法行為によって入院生活を余儀なくされる場合との共通性がある。それ故に、その金銭的評価にあたって、交通事故の入院慰謝料の基準を参考とすることが考

えられる。

周知のように、交通事故により傷害を被り、入院を余儀なくされた場合には、そのような生活に伴う精神的苦痛の慰謝だけでも、一般的に1月あたり53万円(通院の場合28万円)、むち打ち等他覚症状のない場合でも1月あたり35万円(同様に通院の場合で19万円)程度の慰謝料が認められている。

先に述べた本件の原告らの避難生活は、必ずしも負傷を伴うものではないが、 日常生活からの隔離の程度が著しく、期間も長期化し帰還の目処が立たない等、 入院生活とは比肩できない程の深刻な苦痛を感じている場合が多いことに照ら せば、避難生活に伴う精神的苦痛の慰謝のための慰謝料額の評価は、他覚所見の ある場合の入通院慰謝料と同程度以上になると考えられる。

そうすると、長期に渡って避難生活を強いられている原告らについては、そのような生活に伴う精神的苦痛の慰謝だけでも月額50万円を下らない慰謝料が相当と考えることが可能である。本件事故の発生から、既に2年半(30か月)が経過していることからすれば、この期間に相当する既発生の慰謝料額だけでも1500万円と評価できるのである。

先に述べたように、本件で請求する慰謝料が、単に避難生活等に伴う精神的苦痛の慰謝だけに止まらず、それを含む人格権侵害に見合うものでなければならないものであることに照らせば、少なくとも2000万円との評価は、決して高額とは言えない。

3 避難生活等に伴う客観的損害(②) について

(1)移動費用

ア移動の理由

前述のとおり、原告らの中には、本件事故後、福島第一原発の状況、放射性物質の飛散状況などの避難に必要な情報を得ることができなかったため、避難先も定まらないまま、生命身体の危険を感じながら、着のみ着のままでその場しのぎの避難を繰り返すことを余儀なくされた者もいる。

かかる過酷な状況下において,原告らには,避難当時,自宅から避難先まで の効率的なルートを選択する余裕が全くなかった。

また、本件事故直後の混乱期に限らず、原告らが事後の損害賠償請求に備えて、自らの避難費用を証明する領収書等を取得、保管しておくことは困難であったと言える。

それゆえ,これらの領収証がなかったからといって,避難費用が填補されないことは,原告らに不可能を強いるものであって,不合理である。

したがって、原告ら各人の個別立証がなくても、居住地等に基づき、被告東京電力が従前、避難等対象者に支払った基準に基づく交通費は、本件訴訟においても、最低限、本件事故と相当因果関係を有する損害として賠償されるべきである。

イ 損害額

本件において、原告らは、被告東京電力自身が避難者に対して提示している 次の損害算定を有利に援用する。

- A 同一都道府県内における場合の自家用車による移動 車1台につき,移動1回あたり,「個人用補償金ご請求のご案内」136 頁「標準交通費一覧表(自家用車)」の該当標準金額
- B 都道府県を超える場合の自家用車による移動 車1台につき、移動1回あたり、「個人用補償金ご請求のご案内」136 頁「標準交通費一覧表(自家用車)」の該当標準金額
- C 都道府県を超える場合の自家用車以外による移動原告1名につき、移動1回あたり、「個人用補償金ご請求のご案内」141頁「標準交通費一覧表(その他交通機関)」の該当標準金額。
- ウ なお、当該基準を超える避難費用の負担を余儀なくされた原告らについては、 当然、その避難費用が本件事故と相当因果関係を有する損害として賠償されな ければならない。

(2) 生活費増額分

ア 着のみ着のままの避難開始

原告らの中には、一刻も早く被ばくを避けるため、事前の準備などないまま、 着のみ着のままで避難を余儀なくされた者もいる。避難先での生活のため、例 えば、下記のような費用を支出せざるをえなくなった。

イ 家財道具

原告らの避難前の住居に避難以前に使用していた家財道具が残存している場合にも、原告らが、避難後家財道具を取り寄せることは容易ではなかった。そのため、原告らは、避難生活を始めるにあたり、生活に必要な家財道具をさしあたり購入せざるを得ず、その種類は、家電製品や家具及び寝具、衣料品並びに調理器具、食器、バス・トイレ用品等の雑貨等多岐にわたる。

また,世帯分離となり二重生活を余儀なくされた原告らの場合も,新たに家 財道具を買いそろえる必要があった。

ウ食費

原告らの中には、本件事故前、米や野菜等の食材を自給自足したり、近所の 親族や知人と、米や野菜、肉、魚等の食材を交換していた者もいる。ところが、 避難により、原告らは、このような自給自足の生活や親族・知人と支え合う生 活を奪われ、日々の食事に必要な食材をすべて購入することを余儀なくされた。

エ 携帯電話料金等の通信費

原告らは、避難により、本件事故前に同居していた家族や近所に住んでいた 親戚・知人と離散したため、これらの家族間・親戚間・知人間の緊密な連絡と コミュニケーションを図るため、携帯電話での通信を余儀なくされた。そのた め、原告らは、避難生活により、本件事故前より増加した通信費の負担を余儀 なくされた。

オ 世帯分離家族の二重生活

さらに、原告らの中には、従前は同居していたにもかかわらず、仕事との兼

ね合い,放射線の子どもに対する影響等から,世帯を分離して別々の場所で避難生活を余儀なくされた者たちもいる。これら同居家族と別居した原告らは,複数世帯にまたがる生活を強いられ,類型的に見て住居費や食費,水道光熱費,日用品購入費等の生活費が本件事故以前より増加した。

カ 避難先での生活を余儀なくされたために増加した移動費用

原告らの中には、残してきた家屋の状況を確認したり、家財を移動させたり するため、避難先から従前の住居への一時立入のための移動費用、避難先で就 学・就業したため、これまでは必要なかった通学・通勤費等の支出や増加を強 いられた者がいる。

一時立入等による従前の住居への帰宅に関しても,原告らは,被告東京電力 自身が避難者に対して提示している損害算定を有利に援用する。

(3) 休業損害

本件事故以前,原告らが居住する地域の住民は、農林水産業などを営んでいた者,個人事業主であった者,正社員,パートタイマー等形態を問わず会社に勤務して給与を得ていた者など、様々な生業をもって暮らしを営んでいた。

本件事故により、これらの住民の生業が広域的に奪い去られ、多くの者が収入を得る途を絶たれた。そして、原告らの中には、本件事故の収束、安全の確保に関する見通しが立たない現状において、もとの場所で生業を再開するか、避難先で新たに生業を再開して定住するかといった判断をつけることすらできない中、自己のもつ労働能力を十分に発揮できない者もいる。

避難者の就労には、このようなジレンマ、苦労があることを踏まえ、原子力 損害紛争審査会も中間指針2次追補において「就労不能等に伴う損害を被った 勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる 努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必 要である。」ことを示している。

したがって、本件事故がなければ本来の生業によって得ることができたであ

ろう、事故後から現在(2013 [平成25] 年9月17日)に至るまでの収入については、原則として、その全額を就労不能損害または休業損害として、 賠償の対象とすべきである。

4 財物損害(③) について

(1) 基本的考え方

原告らの中には、本件事故を原因として避難前に居住していた不動産や車両そ の他の財物損害を被った者がいる。

財物損害を被った原告については、現実に失われた当該財物の価値の賠償や具体的状況に応じて合理的な範囲で支出された追加的費用(当該財物の修理に要した費用等)の賠償がなされなければならない。

加えて、当該財物の喪失によって生活基盤が失われたと評価すべき場合には、生活基盤としての価値の回復のため、避難先(生活再建先)での再取得が可能となる金額の賠償がなされる必要がある。それまでに築いていた生活基盤が失われた場合、原告らは避難先等の新たな場所でこれからの生活を構築していかなければならないのであるから、そのような状況に置かれた原告らの損害は、単に本件事故の時点における個々の財物を取引の対象とした場合の価値(交換価値)の喪失にとどまらず、生活の基盤を再構築するために要する費用として評価することが必要だからである。

なお、財物損害は極めて個別性が高いことから、ここでは、財物損害に関する 基本的視点、考え方を述べるにとどめ、詳細は、別に個別原告に関する主張とし て行う。

(2)居住用不動産

本件事故によって不動産の価値が喪失または減少した場合には,財物損害としてこれに見合う賠償がなされなければならない。

とりわけ、生活基盤となる居住用不動産を喪失したと評価できる場合には、被 害者がそれぞれの移転先において生活基盤を回復できるだけの賠償、すなわち、 移転先での生活基盤の再取得価額の賠償がなされなければならない。

(3) 車両その他の動産

- ア 本件事故による避難等を余儀なくされたことに伴い、原告らが従前管理していた財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用(当該財物の廃棄費用、修理費用等)はもとより、財物が全損した場合には、生活基盤としての価値が賠償されるべきである以上、かかる価値の回復のため、避難先(生活再建先)での再取得が可能となるような賠償が認められるべきである。また、財物が全損していない場合も、これに準じた賠償が認められるべきである。
- イ アに該当する場合のほか、当該財物が、
 - ① 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合 又は、
 - ② ①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・ 一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は 一部が失われたと認められる場合
 - には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用はもとより、財物が全損した場合には、生活基盤としての価値が賠償されるべきである以上、かかる価値の回復のため、避難先(生活再建先)での再取得が可能となるような賠償が認められるべきである。また、財物が全損していない場合も、これに準じた賠償が認められるべきである。
- ウ 本件事故による避難等を余儀なくされたことに伴い,原告らが従前管理していた財物の管理が不能等となり,又は放射性物質に曝露することにより,その価値が喪失又は減少することを予防するため,所有者等が支出した費用は,必要かつ合理的な範囲において賠償が認められるべきである。

例えば、2011 [平成23] 年3月に避難した際、福島空港に車両を放

置し、同年6月に一時帰宅した際、車両に不具合が生じていることを発見し、 見積もりした修理代金が高額であったことから経済的全損として廃車した場 合には、②の場合に該当するものとして、当該車両と同等品(型式、年式な ど)を避難先(生活再建先)の中古車市場において入手しうる金額(再取得 価額)、廃車費用及び登録費用について賠償が認められるべきである。

5 損害費目と請求金額

(1) 慰謝料及び避難生活等に伴う客観的損害

ア 慰謝料

前述のとおり、原告らが被った精神的損害は、2000万円を下らない。

イ 避難生活等に伴う客観的損害

原告ら個々に生じた客観的損害の主張立証については, 追って準備書面等を 提出する。

ウ アとイの合計額と既払金

各原告の慰謝料及び客観的損害の総計額は、既払金を差し引いても、全ての原告につき1500万円を下らない。

エー弁護士費用

被告らが慰謝料等の十分な賠償に応じないため、原告らは本訴訟の提起を余儀なくされたが、本件のような複雑な訴訟においては法律の専門家たる弁護士への委任が不可欠である。それに要する弁護士費用は、原告1名当たり、一部請求額1500万円の1割相当である金150万円または一部請求額100万円の1割相当である金10万円を下らない。

オ 本訴訟における財物損害以外の一部請求額

以上のとおり、上記ウ及び工の合計額1650万円または110万円を請求する。

(2) 財物損害

ア 損害の内容

原告らのうち、本件訴訟で財物損害を主張する者の個別の損害(既払い金差 し引き後の損害額)は、別紙損害目録中の当該原告にかかる財物損害額欄に記 載のとおりである。

イ 弁護士費用

被告らが財物損害の十分な賠償に応じないため、原告らは本訴訟の提起を余儀なくされたが、本件のような複雑な訴訟においては法律の専門家たる弁護士への委任が不可欠である。それに要する弁護士費用は、別紙損害目録中の当該原告にかかる財物損害額欄記載の金額の1割を下らない。

(3) 明示的一部請求

本件訴訟で財物損害を主張しない者は、本件訴訟において、原告1名当たり、 上記(1)慰謝料及び避難生活に伴う客観的損害(弁護士費用含む。)のうちの 一部である1650万円または110万円を請求する。

また、本件訴訟で財物損害を主張する者は、本件訴訟において、原告1名当たり、上記(1)慰謝料及び避難生活に伴う客観的損害(弁護士費用含む。)のうちの一部である1650万円または110万円に、財物損害とそれに対応する弁護士費用を加算した金員の支払を請求する。

第6 各原告の損害

本件事故により、各原告らには次のとおりの損害が発生した。なお、各原告に関する慰謝料発生原因、客観的損害の発生原因、財物損害がある場合のその内容に関する詳細な主張については、別途、準備書面を提出して改めて行う予定である。

(略)

第9章 結語

よって原告らは、被告国に対して国賠法1条1項に基づく損害賠償として、被告東京電力に対して民法709条、及び原賠法3条1項に基づく損害賠償として、連帯して、別紙損害目録請求損害額欄記載の各金員及びこれに対する本件事故発生日である2011[平成23]年3月11日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求め、訴えの提起に及んだ次第である。

証 明 方 法

追って提出する。

添付書類

1 訴状副本 2 通

2 資格証明書 1通

3 訴訟委任状 82 通

当事者目録

原 告 別紙原告目録記載のとおり

上 記 訴 訟 代 理 人 別紙原告ら代理人目録記載のとおり

(送達場所の表示)

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満4-7-1

北ビル1号館6階602号室 大阪共同法律事務所

原告ら訴訟代理人弁護士 白 倉 典 武

電 話 06-6362-9615

FAX 06-6362-5143

〒100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

上記代表者代表執行役 廣 瀬 直 己

〒100-8977 東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号

被告国

上記代表者法務大臣 谷 垣 禎 一